

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月20日

【発行者名】 ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・
プライベート・リミテッド
(Gordian Capital Singapore Private Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード
(Mark Robert Voumard, Executive Director & CEO)

【本店の所在の場所】 シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、
スカイラインビルディング #05-01
(192 Waterloo Street, #05-01 Sky Line Building,
Singapore 187966)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
弁護士 樋口 彰
弁護士 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした募集（売出）
外国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】 トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・
ファンド
(Trade Finance Dynamic Opportunities Fund)

【届出の対象とした募集（売出）
外国投資信託受益証券の金額】 () 当初申込期間（平成29年2月6日から平成29年2月14日まで）
5億米ドル（約524億円）を上限とします。
() 継続申込期間（平成29年2月15日から平成30年3月30日まで）
10億米ドル（約1,048億円）を上限とします。

(注) 米ドルの円換算は、便宜上、平成28年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀
行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.86円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド
(Trade Finance Dynamic Opportunities Fund)

（注１）ファンドの愛称として、「貿易金融ダイナミック・ファンド」を用いることがあります。

（注２）用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドのクラスA受益証券（以下、単に「受益証券」という場合があります。）は、記名式無額面受益証券です。

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(Gordian Capital Singapore Private Limited)（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間（平成29年2月6日から平成29年2月14日まで）

5億米ドル（約524億円）を上限とします。

継続申込期間（平成29年2月15日から平成30年3月30日まで）

10億米ドル（約1,048億円）を上限とします。

（注）米ドルの円換算は、便宜上、平成28年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=104.86円）によります。以下同じです。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間（平成29年2月6日から平成29年2月14日まで）

1口当たり10,000米ドル

継続申込期間（平成29年2月15日から平成30年3月30日まで）

申込日の直前の評価日における受益証券1口当たりの純資産価格

発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

（注１）「申込日」とは、各月の最初のファンド営業日または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。以下同じです。

（注２）「評価日」とは、各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および/または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。以下同じです。

（注３）「ファンド営業日」とは、シンガポールの銀行が営業を認められている日（土曜日および日曜日を除きます。）、または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する、かかる日に加えられるもしくはかかる日に代わるその他の一もしくは複数の日をいいます。以下同じです。

（注４）「受益証券1口当たりの純資産価格」は、ファンドの純資産価額を、その時点で発行済みの受益証券の口数で除した価格をいいます。以下同じです。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の2.16%（税抜2%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じです。

（６）【申込単位】

1口以上1口単位

（注）一般的にもしくは特定の場合について受託会社が管理会社と協議の上でこれと異なる単位を決定する場合があります。

（ 7 ）【 申込期間 】

当初申込期間

平成29年2月6日（月曜日）から平成29年2月14日（火曜日）まで

継続申込期間

平成29年2月15日（水曜日）から平成30年3月30日（金曜日）まで

（注1）該当する申込日の7ファンド営業日前の日から起算して日本における4営業日前の日までに日本における販売会社（以下で定義されます。）が定める時刻（日本時間正午）までに日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱います。日本における販売会社が定める当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。ただし、日本における販売会社により異なる締切時間が設けられる場合があります。

（注2）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ）【 申込取扱場所 】

申込取扱場所である日本における販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

Teneo Partners株式会社

東京都中央区銀座二丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル6階

ホームページ・アドレス：<http://www.teneopartners.co.jp>

（ 9 ）【 払込期日 】

当初申込期間（平成29年2月6日から平成29年2月14日まで）

投資者は、平成29年2月14日（火曜日）までに申込金額および申込手数料相当額を日本における販売会社に支払います。

当初申込期間中の申込金額の総額は、平成29年2月20日の午後5時（シンガポール時間）までにCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「管理事務代行会社」といいます。）が受領するように日本における販売会社から送金します。

継続申込期間（平成29年2月15日から平成30年3月30日まで）

投資者は、該当する申込日の7ファンド営業日前の日から起算して日本における4営業日前の日までに申込金額および申込手数料相当額を日本における販売会社に支払います。

継続申込期間中の申込金額の総額は、該当する申込日の7ファンド営業日前に当たるファンド営業日の午後5時（シンガポール時間）または管理会社が受託会社の承諾の上で一般的にもしくは特定の場合について決定するこれより遅い日時までに管理事務代行会社が受領するように日本における販売会社から送金します。

（ 10 ）【 払込取扱場所 】

上記「（ 8 ）申込取扱場所」に同じです。

（ 11 ）【 振替機関に関する事項 】

該当事項はありません。

（ 12 ）【 その他 】

申込証拠金はありません。

引受等の概要

（イ） 各日本における販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する各契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

(ロ) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員としてTeneo Partners株式会社を指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は米ドル貨または円貨で支払うものとします。申込金額を円貨で支払う場合、米ドル貨との換算は、各申込みについての受益証券の取得申込注文を日本における販売会社が確認した日における、東京外国為替市場の相場に基づいて日本における販売会社が決定するレートによります（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。）。投資者は、原則として、当初申込期間中の取得申込みについては平成29年2月14日（火曜日）までに、また継続申込期間中の取得申込みについては該当する申込日の7ファンド営業日前の日から起算して日本における4営業日前の日までに、日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料相当額を支払います。日本における販売会社は、当初申込期間中の取得申込みについては平成29年2月20日の午後5時（シンガポール時間）までに、また継続申込期間中の取得申込みについては該当する申込日の7ファンド営業日に当たるファンド営業日の午後5時（シンガポール時間）または管理会社が受託会社の承諾の上で一般的にもしくは特定の場合について決定するこれより遅い日時までに、管理事務代行会社に米ドル貨で申込金額の総額を払い込みます。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

トレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、信託証書により設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法の下で免除トラストとして登録されています。

ファンドは、ケイマン諸島の免除有限責任会社であるEFAダイナミック ファンド・リミテッド（以下「EFAフィーダーファンド」といいます。）に投資するために設立されました。ファンドの唯一の投資対象は、EFAフィーダーファンドです。EFAフィーダーファンドは、2つのフィーダーファンド、すなわちEFAフィーダーファンドおよびパートナーシップであるEFAダイナミック ファンド・エルピー（以下併せて「EFAフィーダーファンド等」といいます。）を含むマスター・フィーダー・ストラクチャーの一部です。EFAフィーダーファンドの投資目的は、EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド（以下「EFAマスターファンド」といいます。）に投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成することです。

ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

ファンドの特色

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および戦略に従ったファンドの資産の投資および再投資について責任を負い、受益証券を発行する権限を有します。

受託会社および管理会社は、信託証書に従い、ファンドの運用および管理事務について全般的な権限および責任を有します。

ファンドに対する各受益者の持分は、当該受益者の名義で登録された受益証券によって表章されます。各受益証券は、ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章し、いずれの受益証券も、受益者に対し、ファンドの特定の資産または一部に対する権益または持分を付与しないものとし、受益証券は、記名式でのみ発行されます。受託会社または管理会社が別段の同意をした場合を除き、券面は発行されません。

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行することができます。受託会社は、本書の日付現在、クラスA受益証券の1個のクラスを指定しています^(注)。受託会社は、将来、受託会社が管理会社と協議の上で決定する異なる条件および通貨にて募集を行う追加のクラスを指定することができます。すべてのクラスは、ファンドの単一の投資先ポートフォリオに帰属します。

受益証券は、受益者の選択で、関連する買戻日の直前の評価日における関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格に相当する金額で、買戻日において買戻しがなされます。

ファンドの勘定は、米ドルで表示されます。

(注) 本書の日付現在、日本における有価証券の募集（金融商品取引法第4条第1項に定めるものをいいます。）が行われているのは、クラスA受益証券のみです。

(2) 【ファンドの沿革】

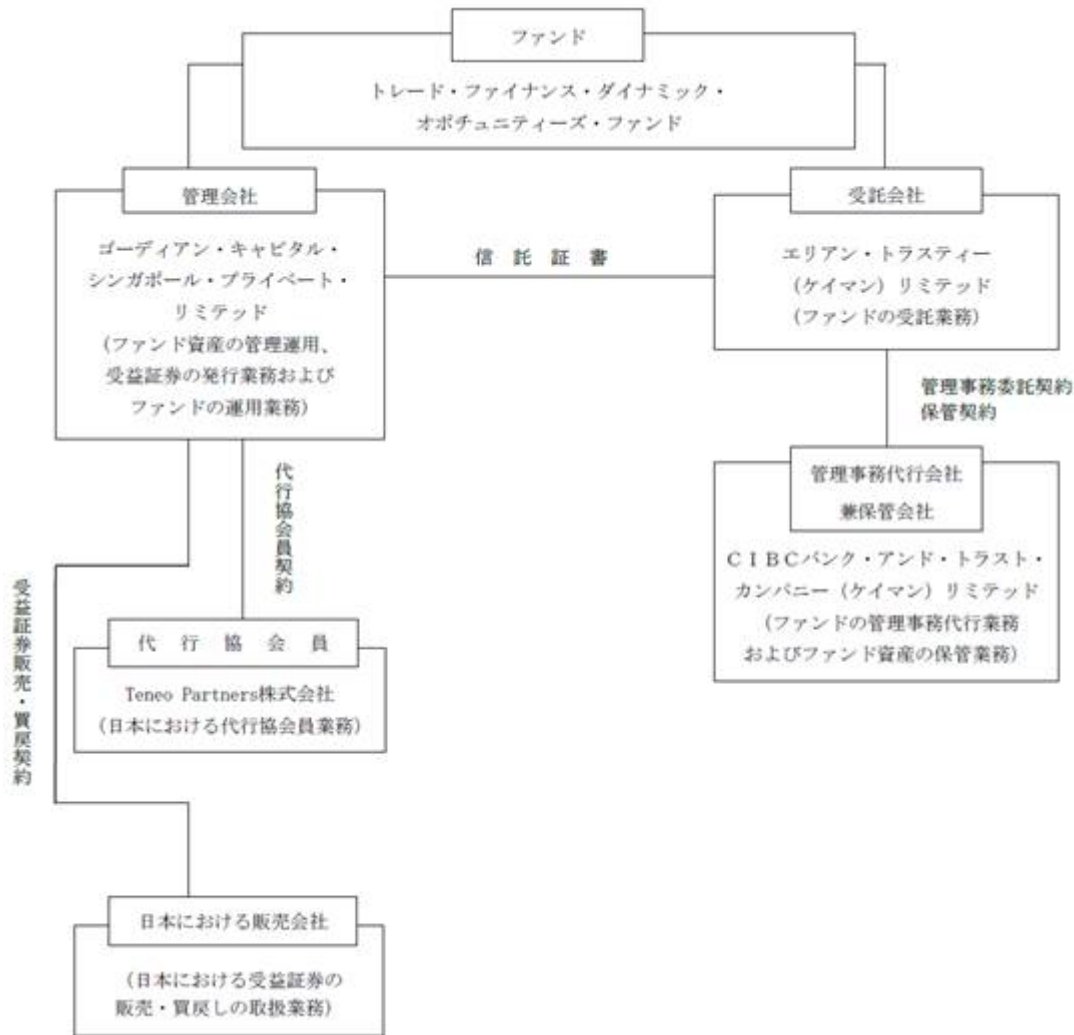
平成17年12月16日 管理会社設立

平成28年11月3日 信託証書締結

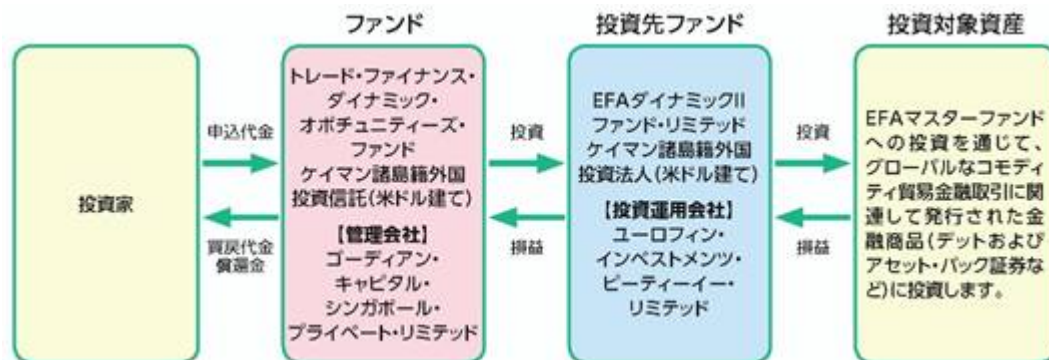
平成29年2月20日 クラスA運用開始予定

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
ゴードیان・キャピタル・ シンガポール・プライベート・ リミテッド (Gordian Capital Singapore Private Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された平成 28年11月3日付信託証書に基 づき、ファンドの資産の運用・管 理、受益証券の発行業務、ファン ドの運用業務等の業務を行いま す。

エリアン・トラスティー (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された平成28年11月3日付信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
CIBCバンク・アンド・ トラスト・カンパニー(ケイマン) リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	管理事務代行会社兼 保管会社	受託会社および管理会社との間で締結された平成28年11月9日付管理事務代行契約(注1)に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。 また、受託会社との間で締結された平成28年11月9日付保管契約(注2)に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。
Teneo Partners株式会社	代行協会員	管理会社との間で締結された平成28年12月8日付代行協会員契約(注3)に基づき、日本における受益証券の代行協会員業務を行います。
日本における販売会社 (「第一部 証券情報 (8)申込取扱場所」参照)	日本における販売会社	管理会社との間でそれぞれ締結された各受益証券販売・買戻契約(注4)に基づき、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

(注1) 管理事務代行契約とは、ファンドによって任命された管理事務代行会社が、受益者名簿の維持、受益証券の発行、譲渡、買戻しおよび取消しの処理、純資産価額の算出、ファンド勘定の帳簿の維持および更新、ならびに受益者および投資予定者に関する本人確認のデューデリジェンスの実施などのファンドの管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンド資産の保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券1口当たりの純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の他の販売会社に対する提出または送付等の代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、シンガポールの会社法に基づいて、平成17年12月16日に設立されました。

() 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。

() 資本金の額

管理会社の資本金の額は、平成28年10月31日現在、887,160シンガポール・ドル(約6,681万円)です。

(注1) シンガポール・ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、平成28年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポール・ドル=75.31円)によります。以下同じです。

(注2) 円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

() 会社の沿革

平成17年12月16日設立

() 大株主の状況

(平成28年10月31日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
ゴードیان・キャピタル・リミテッド	ケイマン諸島 KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190、インター trusts・コーポレート・サービシーズ（ケイマン）リミテッド	887,160	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができます。

免除信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

() 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。

- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法(2013年改正)およびマネー・ロンダリング規則(2015年改正)または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、KPMGのケイマン事務所です。ファンドの会計監査は、米国GAA Pで一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われます。

ファンドは、ファンドに重大な影響を与えるファンドの英文目論見書の情報もしくは上記の英文目論見書に関する詳細の記載のいかなる変更についても、21日前までに変更された英文目論見書もしくは上記の詳細の記載を(適用がある場合に)届出なければなりません。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書は、利用可能となり次第、それぞれ受益者に送付され、ファンドの登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。また、受益者はファンドの月次運用報告書を受け取ります。

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書(全体版)および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会であるTeneo Partners株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

<http://www.teneopartners.co.jp>

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(b)に基づく投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を確実に遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、毎年CIMAに対する指定された詳細事項および監査済財務書類の届出を要求しています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。かかるCIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金を課される結果となり、CIMAが、裁判所にファンドの解散を請求する結果となることがあります。

規制された投資信託が、その義務を履行できないまたはその可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、規制投資信託の監督および管理が適切な方法にて実施されていなかった場合、また規制投資信託の管理会社の立場にある者がその立場に適していない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

受託会社は、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、エリアン・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(EFSCIL)の完全子会社です。EFSCILは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の規制に従って信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAによって規制を受けています。

受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の信託銀行法(改正済み)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件から除外されます。

2 【投資方針】**(1) 【投資方針】****投資目的**

ファンドは、ケイマン諸島の免除有限責任会社であるEFAフィーダーファンドへの投資を行うために設立されました。ファンドの唯一の投資対象は、EFAフィーダーファンドです。EFAフィーダーファンドは、2つのフィーダーファンド、すなわちEFAフィーダーファンド等を含むマスター・フィーダー・ストラクチャーの一部です。EFAフィーダーファンドの投資目的は、EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッド(以下「EFAマスターファンド」といいます。)に投資した場合の経済的リターンとほぼ同等のリターンを達成す

ることです。E F Aフィーダーファンド等およびE F Aマスターファンドの投資運用会社は、ユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド(以下「E F A投資運用会社」といいます。)です。

管理会社は、E F Aフィーダーファンドへの投資に関する指示を行い、そのパフォーマンスおよび業務を監視します。

E F Aマスターファンドの投資目的は、専門家によって運用されるポートフォリオを通じて、グローバルなコモディティ(様々な原材料や生活消費材など)の貿易金融取引に関連して発行された、デットおよびアセット・バック証券などの金融商品に投資することにより、安定したリターンを提供することです。E F Aマスターファンドは、通常の世界市場環境において、また、E F Aフィーダーファンドの英文目論見書に別途記載されていない限り、グローバルなコモディティ貿易金融取引に関連して発行された金融商品に主に投資することにより、その投資目的を達成するよう努めます。E F Aフィーダーファンドの英文目論見書には、(英文目論見書の日付現在、)これらのタイプの取引は、主に、貿易およびコモディティ・ファイナンス(輸出前生産および加工、輸出、在庫、倉庫および保管、ならびに輸送に関するファイナンスを含みますがこれらに限定されません。)に焦点を当てると定められています。これらのタイプの金融商品は、通常、自己清算方式が採用されており、また、リスクおよびボラティリティが低く抑えられるよう組成されています。コモディティ貿易金融取引は、一般的に、固定利付証券および株式等の他の投資資産クラスとの相関関係が(もしあったとしても)非常に低いといえます。E F Aマスターファンドが投資を行う取引は、通常、格付けを取得しておらず、また証券取引市場に上場していません。

E F AフィーダーファンドおよびE F Aマスターファンドの受益証券の募集要項およびこれらのファンドの投資戦略は、随時変更される可能性があります。また、これらの変更は、受託会社および管理会社によるコントロールが及ばないことがあります。

投資家がE F Aフィーダーファンドおよび同ファンドの募集要項に関するさらなる情報を得ることを希望する場合は、管理会社にご連絡ください。

レバレッジ

受託会社は、買戻請求に応じるためまたは費用を支払うために必要となった場合、管理会社と協議の上で、借入れを行うことができますが、その他の場合は、借入れを行わない意向です。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項をご参照ください。

投資先ファンドの概要は以下のとおりです。

ファンド名	EFAダイナミックIIファンド・リミテッド
形態	ケイマン諸島籍外国投資法人
主な投資対象および投資地域	EFAマスターファンドへの投資を通じて、グローバルなコモディティ貿易金融取引に関連して発行された金融商品(デットおよびアセット・バック証券など)に投資します。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> •EFAマスターファンドの投資戦略は、特にコモディティの分野において、増加を続ける世界中の貿易取引の流れを、投資収益を得る機会と捉えています。 •投資運用会社は、金融商品におけるEFAマスターファンドのリスクの実質的な部分を、実際の金融取引を担保する、物の所有権または実効的支配力を建設的に取得できる担保権を得ることその他の構造的テクニックを利用することにより、限定することができます。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> •EFAマスターファンドは、OECD国の政府もしくは政府機関またはOECD国が加盟している超国家的機関に対する貸付けまたは投資を除き、同一の発行体による商品に対して、その総資産額の20%を超えて貸付けまたは投資を行いません。 •EFAマスターファンドは、通常の状態において、同一の発展途上市場国の証券または取引に対して、その総資産額の50%を超える投資を行いません。 •EFAマスターファンドは、証券の発行体の法律上または経営上の支配権を取得または行使する結果をもたらす投資を行いません。 •EFAマスターファンドは、取引日において、取引の効力が生じた時点でその米ドル建て以外の投資が総投資の50%以上となる結果となる投資の取得または譲渡を行いません。
決算日	6月30日
分配方針	収益およびキャピタルゲインは、一般に再投資され、取締役の決定により、分配が行われることがあります。
管理報酬	純資産価額の年率1.5%
成功報酬	原則として、四半期間の受益証券1口当たりの純資産価格が一定の基準(ハイ・ウォーター・マーク)以上であれば、当該基準を超えた部分の15%
その他の費用・手数料	投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、取締役の報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかる場合があります。
信託財産留保額	ありません。
購入時手数料	ありません。
投資運用会社	ユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド (EuroFin Investments Pte Ltd)

※原則としてマスターファンドを通じて実質的な投資を行います。なお、信託報酬、成功報酬、その他の費用・手数料、信託財産留保額および購入時手数料は、投資先ファンドとマスターファンドの合計を記載しています。

(3)【運用体制】

管理会社の運用体制

・ファンド・オブ・ファンズでの運用です

ファンドは、EFA投資運用会社が運用しているEFAフィーダーファンド(EFAダイナミック ファンド・リミテッド)に主たる運用資産を投資いたします。

・内部管理等の確立とモニタリング体制

管理会社では、社内規程を定め、運用に係る組織およびその権限と責任を明確にするとともに、運用を行うに当たり遵守すべき事項とリスク管理を適正に行うことを目的とした業務規則を定めており、業務執行等の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

・ファンドの関係法人に関する管理体制

ファンドの関係法人である受託会社に対して、管理会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

・月次での運用管理

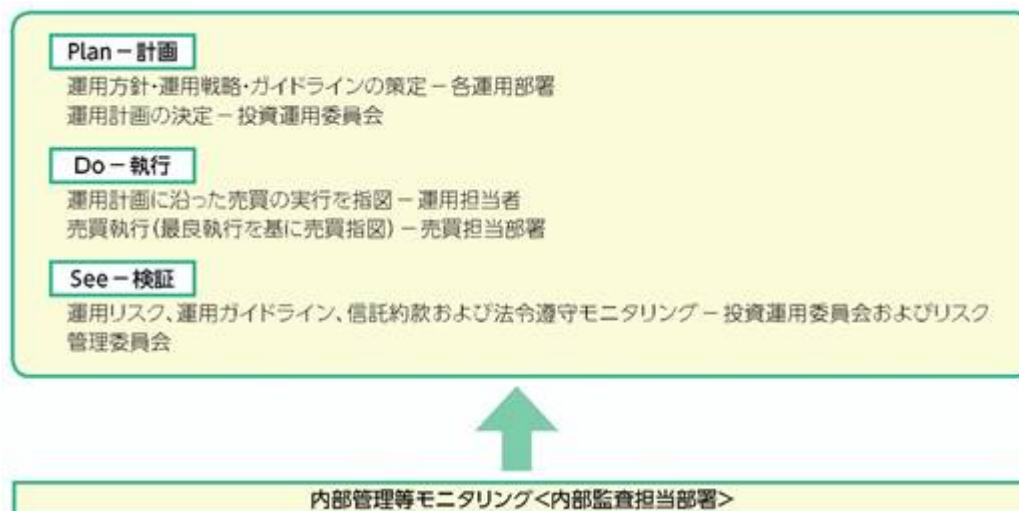
管理会社は、受託会社および関係会社に対して月次で純資産照合や勘定残高照会などを行います。

また、外部監査法人による内部統制の確認および運用状況の報告書を精査し、必要に応じ対応を指図します。

・モニタリングの計画・執行・検証

運用担当部署から独立したコンプライアンスおよびリスク管理担当者は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じ対応を指図します。

モニタリング業務の担当部署と相互牽制は以下の通りです。



投資先ファンドの運用体制

・基本方針

E F A フィーダーファンド等およびE F A マスターファンドは、主としてヨーロッパ、中東地域、アジアおよびアフリカ向けのグローバルな貿易金融に融資（投資）を行うことを目的に、設定および解約の額を確認の上、貿易金融への融資比率（投資組入れ比率）を高位に保たれるよう運用体制を構築しています。

運用においては、対象会社の選別基準を設けて各種の審査用書類を入手して、マーケティング部署が投資委員会資料を作成し、オペレーション部署、リスク管理部署、法務部署が精査し、投資委員会の合意をもって融資上限を決定し個別案件ごとに審査を行い運用しています。

・情報収集及び資金回収への体制

E F A 投資運用会社は、貿易金融の重要な地域であるシンガポール、ジュネーブ、ドバイ、イスタンブール、ロンドンに拠点を有し原材料や消費財の円滑な貿易取引に寄与するとともに、貿易品目に担保設定、未払いに対する保証契約、各種保険加入など投資資金回収への体制を整えています。

また、一企業当たり、一業種当たりの運用上限を設け、分散投資への取組みを行っています。

（４）【分配方針】

ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、よって、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。これは、受託会社が管理会社の同意を得た上で、（管理会社の同意を得ることを条件として）分配を行うことを宣言または自らが適切とみなす場合に将来いずれかの時点で分配を受領する権利を有する追加のクラスを指定することを妨げるものではありません。分配が宣言された場合、当該分配は、適用ある法を遵守して、支払が行われます。

（５）【投資制限】

管理会社は、ファンドのために以下の投資制限に従います。ただし、以下の投資制限がE F A フィーダーファンドまたはE F A マスターファンドに適用される場合には、管理会社は、E F A 投資運用会社が継続的にかかる投資制限に反しないことを確保するために連携します。

- （ ） 管理会社もしくは受託会社または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として取引を行うことはできません。
- （ ） 管理会社またはファンドもしくは受益者以外のいずれかの者に利益を図る目的で取引を行うことはできません。
- （ ） 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。
- （ ） 非上場または即時に換金できない投資対象に対し、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。
- （ ） 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことができません。
- （ ） ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをすることはできません。
- （ ） 借入れにより、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超える場合には、借入れを行うことはできません。もっとも、特別な状況（ファンドの他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られませんが）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- （ ） 単一の会社の株式または単一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- （ ） 単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有することはできません。ただし、当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとします。
- （ ） 単一の法主体によって発行され、組成され、または引き受けられている有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分（以下これらを「債券エクスポージャー」といいます。）の保有価額がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、(a)有価証券（上記()に記載される株式または受益証券を除きます。）(b)金銭債権（上記()に記載されるデリバティブを除きます。）および(c)匿名組合出資持分を保有することはできません。ただし、担保付取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。

- () 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有することはできません。
- () 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。

なお、ファンドは、クラスA受益証券に関して、いかなるデリバティブ取引またはその他類似する取引も行いません。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドへの投資は、以下に記載されたものを含むが、これらに限られない、重大なリスクを伴います。投資を予定する者は、ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討すべきです。

一般リスク要因

規制当局による監督の欠如

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）に基づく規制ミューチュアル・ファンドであります。その他の法域の法律に基づき登録を行う義務はなく、また登録を行う予定もありません。したがって、投資家に対する一定の規制保護を規定する可能性がある一定の法域の法律の規定は、適用されません。

投資ファンドの事業リスクおよび規制リスク

ファンドの期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上および規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は発展しており、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、管理会社がファンドに関して獲得できたであろうレバレッジを獲得する能力または取引戦略を遂行する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、証券市場および先物市場は、包括的な法律、規制および証拠金に係る要件が適用される対象となっています。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を講じる権限を付与されています。デリバティブ取引およびかかる取引に従事するファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府および司法措置による規制内容が変更されることがあります。将来における規制変更がファンドに与える影響は、重大かつ悪影響となる可能性があります。

受益証券の非流動性

受益証券は、受託会社の承認を得ずに譲渡することはできず、受益証券に流通市場があるものとは想定されていません。したがって、受益者は、買戻しの方法による場合を除き、受益証券を処分することができない場合があり、受益証券と引き換えに、現金ではなく有価証券を受け取ることがあります。

受託会社は、管理会社と協議の上、一定の状況において、純資産価額の計算および/または受益証券の買戻しを停止する権利を有します。買戻しの権利の停止対象となった受益証券の買戻しを行おうとする受益者は、本書に記載される市場リスクおよびその他のリスクに引き続きさらされ、かかる受益証券が実際に買い戻されるまで、受益証券に帰属する損益に引き続き預かること

となります。さらに、受託会社は、管理会社と協議の上、（買戻しが関連する評価日に停止されなかった場合においても）買戻しの支払を停止することができます。

受託会社が管理会社と協議の上、純資産価額の計算を停止する場合、受益証券の価額または受益証券がさらされるリスクの程度に関する信頼できる情報を入手することが困難になることがあります。

受託会社は、管理会社と協議の上、純資産価額の計算および/または受益証券の買戻を、E F Aフィーダーファンドにおける同様の中止が生じた場合には、中止することができます。

限定的な運用歴

投資予定者がファンドへの投資を行う前に評価を行うためのファンドの運用歴は限定的です。さらに、管理会社の運用歴も限られています。

受益者の限定された権限

受益者は、ファンドの日常業務に關与する権限を有しません。したがって、受益者は、ファンドの管理またはそのサービス提供者の任命および解任について支配権を有しません。

別個の法律顧問の不在；独立検証の欠如

管理会社について、オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）が、ケイマン諸島の法律顧問を務め、コリン・ソー法律事務所（以下「コリン」といいます。）が、シンガポールの法律顧問を務め、森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」といいます。）が、日本の法律顧問を務めます。受託会社は、管理会社の法律顧問とは別個かつ独立した法律顧問を雇用していません。オジエ、コリンおよびMHMは、ファンドの投資家を代表せず、ファンドの投資家を代表する独立法律顧問は雇用されていません。本書は、受託会社および管理会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジエ、コリンおよびMHMは、かかる情報を独立して検証していません。

全体的な投資リスク

すべての有価証券投資は、元本を失うリスクを負っています。ファンドに関して取得および取引される有価証券および利益向上を目的として用いられる投資手法および戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。管理会社は、ファンドのポートフォリオの管理に最善の努力を尽くしますが、ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による行為および国内外の政治的事由を含む数多くの予測不可能な事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

大量買戻しの影響の可能性

受益証券の大量買戻しにより、管理会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために本来望まれるよりも早急に、ポジションを決済せざるを得なくなる可能性があります。一部の証券の非流動性は、管理会社が有利な条件でポジションを決済することを困難にさせることがあり、これにより損失または純資産価額の減少が発生することがあります。受託会社は、ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと管理会社が判断する場合、受益証券の買戻しに関連して支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。管理会社は、かかる借入れの返済のために担保証券としてポートフォリオの資産を担保に入れることもできます。これらの状況において、継続的な受益者は、ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

最近の市場における事象および政府による規制

2007年の夏において、過去最悪水準の流動性および信用危機が始まり、世界中の金融市場および市場参加者にドミノ効果をもたらし、こうした状況は、2008年度中さらには2009年へと続きました。こうした中でも、最近の世界的な金融および経済の混乱により、ブローカーおよびその他の貸し手は、新たな投資対象に資金を提供することに消極的になったり、またはそれまでに一般的であった条件に比べて不利な条件でしか投資対象への資金を提供しなくなりました。米国連邦準備銀行、欧州中央銀行、日本銀行およびその他の中央銀行は、市場にかなりの規模の流動性を供給し、また、特定の金融機関が利用できるかなりの資金、保証およびその他の融通を提供したものの、市場環境の悪化、ボラティリティの上昇、流動性の悪化、資金調達の悪化、および信用不安等が継続しました。住宅用モーゲージ市場に相関している金融商品が最初に影響を受けましたが、最終的には、幅広い有価証券、その他の金融商品、コモディティおよびコモディティ契約を保有している市場参加者が追加証拠金を支払うため（すなわち、債務を返済するため）、現金準備金を引き上げるためまたはその他の理由により投資対象を多くの場合大幅に下落した価格で手仕舞いせざるをえませんでした。このような性質の市場の変動により、ファンドのポジションの価額は予想外の速さで急落する場合があります。現在のこの流動性および信用に関する危機があとどの位の期間続くのか、また、金融市場およびファンドの運用に他にどのような影響を及ぼすのか、さらに、将来の流動性および信用に関する危機の全般的影響はどのようなものとなるかは、よくわかっていません。

近年のかかる世界的市場のボラティリティおよび混乱、金融機関の破綻および債務不履行、ならびに大規模な金融不正行為といった深刻な出来事が発生した後、世界各国の政府当局、政府機関および政府代表者は、投資ファンド（ファンド等）およびその運用者、ならびにそれらの活動に対する追加規制を含む、金融システムおよび市場参加者に関する規制改革を求めています。かかる追加規制には、登録要件、コンプライアンス、リスク管理およびマネー・ロンダリング防止手続、一定の種類取引（株式の空売り等）に対する規制、レバレッジの提供および利用に対する制限、資本、会計帳簿および記録、報告、ならびに開示に係る要件（レバレッジ比率、リスク指標、空売り等に関する要件を含みます。）の実施、ならびに一定の店頭取引活動（一定のクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップの決済等）に対する規制を含みます。数多くの研究およびレポートが、かかる投資ファンドの活動が市場および金融システムの不安定性の一因となったか否か（およびその方法）について究明しようと試みています。多くの主要な金融市場において、その多くが包括的である規制改革法が承認または導入されており、今後さらに承認または導入されるものと予想されます。

さらに、世界各国の市場における規制機関、自主規制組織および取引所は、現在有事立法により金融市場への介入を認められており、株式（または特定の株式）の空売り等の一般的な市場慣習を制限または禁止することができ、また過去においてこれを制限および禁止していました。金融市場の安定化を意図したこうした対策の実施範囲は、国によって異なります。追加の措置および法規制が広く予想されており、ファンドの投資戦略およびビジネス・モデルに深刻な悪影響（かかる措置に従うためにファンドに多額の費用を負担させることによる悪影響を含みます。）を及ぼす可能性があります。

最近の市場の状態および政府の措置の継続期間、深刻さおよび最終的な影響は、予測不可能です。さらなる混乱により、ファンドの潜在的または実際の投資対象の市場価格がさらに下落する結果となる可能性があります。かかる下落および/または政府の措置は、全般的にまたはファンドについて投資機会を減少させ、様々な投資戦略の実現性に影響を及ぼし、または投資対象の処分時における損失を避けられないものとする可能性があります。

ドッド・フランク法

一般

2010年7月21日、米国のオバマ大統領は、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」といいます。)に署名しました。これは、とりわけ私募ファンドの投資顧問に関して米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)の規則制定権を大幅に拡大したものです。SECは、2011年6月22日、ドッド・フランク法の一定の例外要件の整備および投資顧問法における一定の報告要件の追加に影響を与える重要規則を最終化しました。とりわけ、最終規則に基づき、SECは、管理者およびその管理下のファンドに関する膨大な量の情報を報告することを要求します。この情報のうち一部は、公に入手することができ、メディア、報告管理者の競合他社およびその他の市場参加者ならびに規制当局および自主規制機関の利益になると予想されます。かかる新たな開示要件は、管理会社およびファンドのコンプライアンスに対する負担を増大させることがあります。

管理会社およびファンドまたは関連する事業体に関する規制スキームおよび規制コンプライアンスの負担を変更するあらゆる新たな法令は、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがあります。かかる法令は、直接または間接的に()管理会社に投資家、取引相手方、債権者および規制機関に対して報告およびその他の開示を行うよう要求し、()管理会社にファンドの管理を変更させ、()ファンドが利用できる投資対象の種類および構造を制限し、または()ファンドの事業を変更または制限することがあります。

店頭取引デリバティブ市場の規制の強化

ドッド・フランク法は、米国金融サービス業界の規制上の改革の廃止(OTCデリバティブ取引および市場参加者に関する包括的な規制上の枠組みの設定を含みます。)について定めたものです。ドッド・フランク法は、SECおよび米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」といいます。)に対してOTCデリバティブ市場を規制するための規則および基準を採択および実施する幅広い権利を委任しており、これらの大半の規則制定および実施は、引き続き進行中です。そのため、ファンドのOTCデリバティブ取引活動およびそのパフォーマンス全般に対するドッド・フランク法の最終的な影響は、現時点では不確かであります。これらの影響は大きく、ある点においては弊害をもたらす可能性があるかと予測することが合理的です。

ドッド・フランク法によって企図される包括的なOTCデリバティブ市場改革は、数多くある中でもとりわけ、()大半のスワップ取引の強制決済、()OTCデリバティブ市場参加者の一部の新規指定カテゴリーの登録、記録維持、資本および証拠金に係る要件ならびに()それぞれスワップおよび証券ベース・スワップに関連する新CFTCおよびSECポジション制限の適用を含みます。

その他の受益者の権利

管理会社および受託会社は、(他の受益者の同意なく)一部の潜在的なまたは既存の受益者と契約を締結することができ、かかる受益者は、これにより、本書に記載されるものよりも有利な条件に従うこととなる場合があります。例えば、かかる条件は、ファンド、その他の投資ピークルまたは運用勘定に将来の投資を行う特別な権利、頻度または通知に関して特別な買戻しの権利、受益者によって支払われる報酬または買戻し手数料の減額または割引および/またはその他の条件、ファンドに関する報告をより頻繁に受領する権利または他の受益者に提供されていない情報を含む報告を受領する権利(ポートフォリオ・ポジションに関するより詳細な情報を含むが、これに限られません。)ならびにかかる受益者によって交渉されるその他の権利を規定することがあります。修正は、管理会社および受託会社の裁量においてのみ行われ、とりわけ、受益者によるファンドへの投資の規模、受益者が長期間にわたってファンドに対するかかる投資を維持する合意または受益者がファンドに対して行うその他の類似のコミットメントに基づいてい

取引費用

E F A フィーダーファンドの投資戦略は、多額の取引費用を発生させることがあります。ファンドは、その取引活動が利益を生み出すものであるか否かにかかわらず、仲介手数料および関連取引手数料およびコストを間接的に負担します。事業費および管理費もファンドが負担します。ファンドは、受益者が受益証券の純資産価額の増加を実現することができるよう、これらの手数料およびコストの総額を上回る収益を達成する必要があります。これらのまたはいずれの増額も達成される保証はありません。

ファンドの投資対象の評価

ファンドの有価証券およびその他の投資対象の評価は、不確実性および重大な決定を伴うことがあります。かかる評価が誤っていることが証明された場合、受益証券1口当たりの純資産価格に悪影響を受ける可能性があります。上場証券を例外とし、一部の証券およびその他の投資対象に関して、独立の価格設定情報が利用できないことがあります。評価決定は、信託証書および本書の規定に従って誠実に行われます。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、純資産価額の計算に関して誠実に使われた価格または評価が、ファンドの資産の価格または評価の誤ったもしくは不正確な見積もりまたは決定であったと判明した場合に、いかなる責任も負わないものとします。

監査払戻金の不存在

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、未監査の受益証券1口当たりの純資産価格に基づいており、信託証書は、年次監査によって上記の従前の評価に対する調整が必要であると判断された場合の払戻金制度について規定していません。したがって、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が監査済みの受益証券1口当たりの純資産価格に基づく場合に受益者が受領したであろう買戻代金よりも、高い場合または低い場合があります。信託証書は、監査後の払戻金について規定していないため、かかる過払いは、ファンドに対して相当する悪影響を及ぼすおそれがあります。

物品サービス税

ファンドは、管理会社、管理事務代行会社兼保管会社および監査人を含むが、これらに限られないサービス提供者から受ける一定のサービスについて物品サービス税またはその他の形態の付加価値税を支払う責任を負うことがあります。受託会社および管理会社は、適切な場合に適用ある税務当局に対して、ファンドが支払った物品サービス税の還付請求を提出することを含め、合理的に実務上可能であると考える限り、ファンドが負担する税金を最小化する方法で、ファンドの業務を行う予定です。ただし、投資家は、ファンドが支払った税金の全部または一部を回収することができるという保証はないことに留意すべきです。特に、受託会社は、ファンドが管理会社に対して行うすべての支払に税金が課されずに控除または源泉徴収を行う必要がある場合、ファンドが支払う金額は、かかる控除または源泉徴収が行われなかったまたは行われる必要がなかった場合に管理会社が受領したであろう金額に等しくなるように、控除または源泉徴収を差し引いた合計金額を管理会社が受領することを確保するのに必要な金額まで増額されるものとするを、管理会社との間で合意しています。さらに、上記を害することなく、管理会社が信託証書に基づき受領し、または受領することができる支払に対する税金の支払もしくは税金を理由とする支払を行う必要がある場合またはかかる支払に関する債務が管理会社に対して主張され、もしくは課される場合、ファンドは、当該損失または債務について、ファンドの資産によって、即座に管理会社を補償するものとします。

ファンド・オブ・ファンド・ストラクチャーへの投資に関連するリスク要因

独立したポートフォリオ・マネージャー

E F A 投資運用会社は、管理会社から完全に独立して投資を行うため、関連する様々なリスクを伴います。これらのリスクには、以下が含まれます。

- ・ E F A 投資運用会社からの情報の入手：管理会社は、E F A 投資運用会社に対し継続的にポートフォリオに関する詳細な情報を請求することができます。しかしながら、E F A 投資運用会社は、これらの情報の内、特定の情報をE F A 投資運用会社の機密情報であると判断する可能性があるため、これらの情報を常に入手できるとは限りません。

- ・ E F A 投資運用会社に対する限定的コントロール - 追加の費用：ファンドは、E F A フィーダーファンドに投資する者として、E F A 投資運用会社による保管会社およびカウンターパーティーならびに税務および会計手続きに関する選択に依拠しなければなりません。また、通常、ファンドは、純資産総額のみを入手することができ、E F A 投資運用会社のポジションに関連する貿易の情報を入手することはできません。

ファンドは、E F A フィーダーファンドに投資する者として、ファンドの直接経費に加えて、E F A 投資運用会社およびE F A フィーダーファンド等の費用の比例按分割当て分を間接的に負担します。これらの間接経費には、E F A 投資運用会社およびE F A フィーダーファンド等の投資費用（保管報酬および手数料が含まれます。）および総経費（賃料、人件費、設備費、消耗品費、運用報酬およびコンサルティング報酬ならびに類似の費用が含まれます。）のファンドの比例按分割当て分が含まれます。これらの費用により、ファンドのE F A フィーダーファンドへの投資に関する利益が減ることになります。

ファンドの費用（ファンドがE F A フィーダーファンドに支払う報酬を含みます。）の純資産に対する比率は、他の投資エンティティの純資産に対する比率よりも高くなる可能性があります。

- ・ E F A 投資運用会社の不正行為または判断の誤り：ファンドは、E F A 投資運用会社の日常業務に関する管理は行っておりません。その結果、管理会社は、E F A 投資運用会社が期待された水準の業務を行うこと（すなわち、ファンドの資産を投資する際、最高水準の信頼性を維持すること）を保証することはできません。

マスター・フィーダー・リスク

E F A フィーダーファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを、「マスター・フィーダー」ファンド・ストラクチャーを通じてE F A マスターファンドに投資します。「マスター・フィーダー」ファンド・ストラクチャー（特に、同一ポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在）は、投資家に対し、特定の固有リスクをもたらします。E F A マスターファンドに投資する中小規模の投資ビークルは、E F A マスターファンドに投資する比較的規模の大きい投資ビークルの投資活動によって多大な影響を受ける可能性があります。例えば、比較的規模の大きい投資ビークルがE F A マスターファンドから撤退した場合、残存するファンドらは、より高い維持費用の比例按分割当て分を負担することになり、これによりリターンが減る可能性があります。短期間で投資家がE F A マスターファンドから多額の資本を引き揚げた場合、E F A マスターファンドにとって最も有利な時期および方法とはいえない時期および方法でE F A マスターファンドの投資を手仕舞いしなければならなくなる可能性があり、したがって、E F A マスターファンドの資産の価額が悪影響を受ける可能性があります。E F A マスターファンドの債権者がE F A マスターファンドのすべての資産（E F A フィーダーファンドによって投資された資産を含みますが、これに限定されません。）に対する賠償請求を行う可能性があります。E F A フィーダーファンドの投資家の利益とE F A マスターファンドに投資する他の投資ビークルの投

資家の利益が、税務上の効率性(すなわち、キャピタル・ゲイン優遇措置のために投資対象をより長い期間保有する等)に関して異なる場合、潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

買戻しおよび権利の譲渡に関する制限、現物分配

E F Aフィーダーファンドは、相対的に流動性に乏しいといえます。E F Aフィーダーファンドの出資持分のための市場はありません。E F Aフィーダーファンドの出資者は、通常、四半期ごとに自身の保有している出資持分のすべてまたは一部の買戻しを受けることができます(ただし、E F Aフィーダーファンドのロックイン期間中は、買戻しを受けることはできません。)。また、買戻し制限により、いずれかの買戻日における買戻し請求は、E F Aフィーダーファンドの取締役によって制限される可能性があります。E F Aフィーダーファンドの出資持分の譲渡は、E F AフィーダーファンドおよびE F A投資運用会社の取締役の書面による同意を得た場合にのみ許可されます。したがって、E F Aフィーダーファンドの出資持分は、その資産を、かなりの期間に渡って投資する意思があり、また、投資することのできる投資家のみによって取得されるべきです。出資持分の買戻しの際、E F Aフィーダーファンドの取締役の単独の絶対的な裁量により、E F Aフィーダーファンドは、現金、E F A投資運用会社によって選定された有価証券、または現金および有価証券の組み合わせにより分配を行うことができます。買戻しの際に分配される当該有価証券は、流通市場で容易に換金できるものではない可能性があり、また、無期限で保有され続けなければならないものである可能性もあります。

E F Aフィーダーファンドの出資持分の強制譲渡および強制買戻し

E F Aフィーダーファンドの定款は、いずれかの国または政府当局の法律または規制に違反することとなる者、またはE F Aフィーダーファンドが負担するはずのなかった税を負担することになり、もしくは被るはずのなかったその他の金銭的不利益を被ることになるとE F Aフィーダーファンドの取締役が考える状況における者によって保有されているE F Aフィーダーファンドの出資持分について、強制譲渡または強制買戻しを要求する権限をE F Aフィーダーファンドの取締役に付与しています。

買戻し制限

E F Aフィーダーファンドの募集要項には、E F Aフィーダーファンドの管理事務代行会社が、総額で、E F Aフィーダーファンドの純資産価額の15パーセントを超える金額の買戻し受取金を支払うことになるE F Aフィーダーファンドの出資持分の買戻し請求を受け取った場合、E F Aフィーダーファンドの取締役は、その裁量により、支払われる買戻し受取金の総額がかかる制限範囲(以下「E F Aフィーダーファンド買戻し制限」といいます。)を超えることがないように、買戻し請求を提出したE F Aフィーダーファンド(ファンドを含みます。)の各投資家のE F Aフィーダーファンドの出資持分(純資産価額)に基づき、各投資家に対し比例按分してすべての買戻し請求の金額を減額することができると定められています。これにより、ファンドは、ファンド自身の投資家の買戻し請求に応じるためのE F Aフィーダーファンドからの十分な買戻しを受けることができない可能性があります。このような場合、ファンドは、ファンド自身の買戻し制限または買戻しの停止を行う必要が生じる可能性があります。これにより、受益者の受益証券の買戻しが延期され、かかる買戻しが行われる前に純資産価額が下落する可能性もあります。

評価

投資予定者は、E F Aマスターファンドの取締役会、E F Aマスターファンドの管理事務代行会社および/または評価事務代行会社の適切な評価に関する判断に誤りがあったことが判明した場合、E F Aマスターファンドの資産の評価に関する不透明性を含む状況がファンドの純資産に

悪影響を及ぼす可能性があるということをご留意ください。E F Aマスターファンドが投資する特定の有価証券は、容易に確認できる市場価格を有さない可能性があり、E F A投資運用会社またはE F Aマスターファンドの管理事務代行会社によって評価される可能性があります。この点において、E F A投資運用会社は、有価証券の評価額がE F A投資運用会社の報酬に影響を及ぼすため、有価証券の評価において利益相反に直面する可能性があります。ほとんどの場合、管理会社は、E F Aフィーダーファンドから受け取った評価の正確性を評価することはできません。また、管理会社がE F Aフィーダーファンドから受け取った純資産価額またはその他の評価に関する情報は、通常、見積額であり、E F Aフィーダーファンドの年次の監査が終了する時までに修正されます。損益計算の修正は、継続的なプロセスであり、純額のキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスの数値は、各E F Aフィーダーファンド等の年次監査が完了するまでは最終的なものとはみなされないものとします。

ファンドが月末の純資産価額を計算する際に使用するE F AフィーダーファンドのE F A投資運用会社によって報告される評価は、その後、その時点で入手できる情報に基づき調整される可能性があります。例えば、E F Aフィーダーファンドの会計年度末の純資産価額の計算は、独立監査人によって監査され、かかる監査の結果、修正される可能性があります。その他の調整も随時行われる可能性があります。かかる調整または修正（調整または修正が行われる時点でE F Aフィーダーファンドの純資産価額を上昇させるか、または下落させるかを問わないものとします。）は、調整または修正時点においてのみ入手できる情報に関連するため、調整または修正は、受益者が、かかる調整前にその受益証券の買戻されて受け取ったファンドの買戻受取金の金額に影響を及ぼすことはありません。これにより、E F Aフィーダーファンドから受け取ることとなる、事後に調整された評価額またはE F Aフィーダーファンドの純資産価額の修正が、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす場合、残存受益証券は、調整された金額より高い純資産価額でその受益証券の買戻しを受けた受益者のために事前の買戻しによって悪影響を受けます。逆に、事後に調整された評価額による純資産価額の上昇は、完全に残存受益証券の利益となり、調整された金額より低い純資産価額でその受益証券の買戻しを受けた受益者にとっては、マイナスとなります。

E F AフィーダーファンドおよびE F Aマスターファンドの戦略に特有のリスク要因

ポートフォリオ投資はボラティリティが高い可能性があること

E F Aマスターファンドが投資する有価証券の価額は、ボラティリティが高い可能性があります。また、E F Aマスターファンドは、インフレ、景気後退、全般的金利水準の変動またはその他の市場環境の変化により、E F Aマスターファンドの運用成績およびひいてはE F Aフィーダーファンドの純資産価額に悪影響が及ぶリスクにさらされます。

為替レートの変動

E F Aマスターファンドの米ドル以外の通貨建てによる投資を行った場合、当該米ドル以外の通貨に対する米ドルの下落により、E F Aマスターファンドのポートフォリオ全体の価額が下落し、結果として出資持分の価額も下落することになります。

イベント・リスク

トランザクショナル・ストラクチャーを採用しているため、E F Aマスターファンドのほとんどの投資対象は、コモディティまたはその他の貿易関連資産によって裏付けられています。これらの投資対象においては、過失および不正行為が常に重大なリスクとなります。E F Aマスターファンドは、これらのリスクを最小限に抑えるために多くの実証された方法を採用していますが、こうした努力が報われる保証はありません。

ポートフォリオの選定

E F A マスターファンドは、E F A 投資運用会社が E F A マスターファンドに推奨する、投資家に対しリスクに見合った適切なリターンを提供し、またはストラクチャリング機能としてリスク・リターン特性を達成することができる債券およびその他のアセット・バック証券に投資することを目指します。かかる特性およびストラクチャリングの利点は、将来、低下し、または消失する可能性があります。

劣後投資対象

E F A マスターファンドは、随時、劣後し、または（オプション、ワラント、転換権または資本参加権のような）資本参加の特性を有する、コモディティ取引に融資するための短期債からなる分散されたポートフォリオに投資することにより多額のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを実現するよう努めます。他の優先ローンまたは直接株式投資とは異なり、これらの劣後する投資対象は、持分または取引の利益分配への参加の形式により受取利息と資本利益の両方を提供する仕組みになっています。したがって、これらの劣後取引に関連するリスクは、同様の取引の先順位の貸し手に内在するリスクよりもかなり高くなる可能性があります。

政治的および経済的要因

E F A マスターファンドは、発展途上市場諸国の会社または O E C D 諸国に拠点を置き、発展途上市場諸国において事業を行っている会社の債券およびその他のアセット・バック証券に投資することがあります。これらの発展途上市場諸国の一部においては、これらの国々の投資対象の価額に悪影響を及ぼす可能性のある国有化、収用または没収税の課税等のリスクが通常より高いといえます。また、発展途上市場諸国においては、これらの国々の経済に悪影響を及ぼす可能性があり、それによりこれらの国々の投資対象の価額に悪影響を及ぼす可能性がある政治改革、政府による規制、社会の不安定または外交の動向等のリスクが通常より高いといえます。

海外からの投資の制限

投資対象となる国々の中には、E F A マスターファンド等の外国投資家による投資を制限している国もあります。当該制限および将来導入される可能性のある他の制限により、E F A マスターファンドがこれらの国々において魅力的な投資機会を利用することを制限される可能性があります。

国際投資

E F A マスターファンドの本拠地以外の国々に本拠を置く会社によって発行され、また、投資家の現地通貨以外の通貨で表示される債券およびその他のアセット・バック証券への投資は、投資家の本国において、当該国の通貨建てで投資家が行う投資に関する留意点およびリスクとは異なる特定の留意点およびリスクを伴います。これらの留意点には、金利、為替レートおよび為替管理に関する有利または不利な変更ならびに様々な通貨間の換算および会計、監査および財務報告基準の違いに関連して生じる費用が含まれます。また、これらの投資対象は、売買高が少ないこと、一般的に流動性が低いこと、現地市場が効率的でないこと、価格のボラティリティが高いこと、発行体に関する公表された情報が最低限であること、源泉徴収税またはその他の税の課税、資金の国外送金の制限、相対的に高い取引費用および保管費用、清算手続きの遅延、ならびに契約上の義務の履行が困難であることなどによる影響を受ける可能性があります。

特殊な利回り特性

対象となるトレード・バック証券に投資する利点の一つとして、利回り特性が従来の債務証券とは大きく異なるため、当該証券の価格決定を行う際の市場がやや非効率的であるという点です。かかる違い（毎月の利払いおよび元本の期限前償還等）は、E F A マスターファンドが完全な投資を維持するのに問題となる可能性があり、かかる非効率的な価格決定がE F A マスターファンドのポートフォリオに重大な悪影響を及ぼさないという保証はありません。

税負担

E F A マスターファンドは、E F A マスターファンドが投資を行う法域において、課税される可能性があります。

投資対象の流動性

E F A マスターファンドは、通常、証券取引所または証券市場に上場または取引されていない債券および有価証券に投資します。当該投資対象は、流動性が乏しい可能性があるため評価することが難しくなる可能性があります。

レバレッジ：借入可能枠

E F A マスターファンドは、レバレッジを利用することがあります。レバレッジを利用することにより、E F A マスターファンドは、資本を有するときよりもかなり多額の資産を管理することができます。E F A マスターファンドが借り入れた資金により購入した投資対象から、その借入れ費用を上回るリターンを得た場合、レバレッジは、E F A マスターファンドのリターンを増大させます。しかしながら、レバレッジの利用により、E F A マスターファンドは、（ ） E F A マスターファンドが投資を行うために借入れを行わなかった場合に比べて投資によってより多くの損失を被る可能性があること、（ ） 投資ポジションを繰り上げて手仕舞いしなければならなくなるような追加証拠金または中間証拠金が発生する可能性があること、および（ ） 投資によりE F A マスターファンドの当該資金の借入れ費用以上のリターンを得ることができなかった場合、損失が発生する可能性があること、などの追加のリスクにさらされることとなります。E F A マスターファンドの資産の価額が突然急落した場合、E F A マスターファンドは、その借入金を返済するために迅速に資産を換価することができなくなる可能性があり、その損失がさらに増大する可能性もあります。

不安定な信用情勢においては、E F A 投資運用会社がE F A マスターファンドのためにレバレッジを利用することが難しくなり、または利用することができない可能性があります。E F A マスターファンドがその資産をレバレッジすることがE F A マスターファンドの投資戦略の一部である場合、こうした状況において、E F A マスターファンドは、投資戦略を実行するのが難しくなる可能性があります。また、設定されたレバレッジが貸し手によって短い通知期間で解約された場合、E F A マスターファンドは、E F A 投資運用会社がポジションの適正価額であるとみなす価格よりも低い価格で、迅速にポジションを手仕舞うことを余儀なくされる可能性があります。

デリバティブ、カウンターパーティーおよび決済リスク

スワップ、デリバティブ（金融派生商品）、仕組み商品、レポ契約またはその他の店頭取引を行う場合、E F A マスターファンドは、取引の相手方当事者に関する信用リスクを負う可能性があります。また、決済が不履行になるリスクも負う可能性があります。これらのリスクは、一般に、清算機関の保証、毎日の値洗いおよび決済、ならびに仲介業者に適用される分離義務および自己資本比率規制によって保証されている取引所で取引される取引に伴うリスクとは大きく異なります。二者のカウンターパーティーの間で直接締結された取引は、通常、かかる保護の恩恵を受け

ることはなく、また、当事者は、カウンターパーティーが債務不履行に陥るリスクにさらされま
す。保管会社またはブローカーに預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、E F A マ
スターファンドの資産であると（直接的または間接的に）明確に識別される予定であり、した
がってE F A マスターファンドは、これらの当事者に関して信用リスクにさらされることはない
と思われま。しかしながら、かかる分離を行うことができない場合もあり、また、いずれかの
当事者が支払い不能に陥った場合、当事者の資産に関する権利を主張することに関し、実務上ま
たは時間的な問題が生じる可能性もあります。デリバティブを評価する場合、E F A マスター
ファンドは、通常、カウンターパーティーによって提供される気配値またはその他の情報に依拠
することが予想されます。

保管会社リスク

E F A マスターファンドの資産を保管し、またはE F A マスターファンドの取引を清算する保
管会社との取引は、リスクを伴います。保管会社に預託された有価証券およびその他の資産がE
F A マスターファンドの資産であることが明確に識別されない可能性があるため、E F A マス
ターファンドは、当該当事者に関する信用リスクにさらされる可能性があります。法域によっ
ては、当該ブローカーの破産または清算の場合、E F A マスターファンドは、その保管会社の無担
保債権者にしかねない場合があります。また、いずれかの当事者（副保管会社または副保管会
社を利用することができない法域においては保管会社によって任命された代理人を含みます。）
が支払い不能に陥った場合、E F A マスターファンドがその資産に関する権利を主張すること
に関し、実務上または時間的な問題が生じる可能性もあります。

金融機関の破産および/または清算に関連し、多くのヘッジ・ファンドが被った最近の明らか
に多額の損失は、デリバティブ取引ならびに保管およびプライム・ブローカー契約の両者に関し
て負っていたリスクを表しています。保管会社に預託された全額払込済みの資産は、保管契約に
従って分離保護預かりされることがあります。ファシリティに関連してE F A マスターファンド
に提供される担保として保管会社によって保管される資産および証拠金として保管会社に預託さ
れる資産は、かかる者が支払い不能に陥った場合は、その債権者に供されることがあります。

E F A マスターファンドの資産の評価に関するリスク

E F A マスターファンドの資産は、通常、取引所、ブローカーおよびその他の第三者情報源に
よって提供される気配値に基づき評価されます。しかしながら、かかる評価は、特定の資産を売
却する場合に実現される実際の価格を反映していない可能性があります。また、E F A マス
ターファンドは、公開市場が存在しないローンまたは私募証券を保有する可能性があります。E F A
マスターファンドによって行われ、または提供される資産の評価は、最終的なものであり、すべ
ての投資家に対し拘束力を有するものです。

投資予定者は、特定の資産クラス（特に、流動性の低い非上場証券などの値付けするのが難し
い資産）の評価または値付けにより、管理事務代行会社によるE F A マスターファンドの純資産
価額の計算に主観的な価格が適用されることになる可能性があることにご留意ください。これに
より、特に、E F A マスターファンドの取締役、E F A 投資運用会社またはこれらの第三者評価
事務代行会社の適切な評価または値付けに関する判断が誤っていたことが判明した場合、E F A
マスターファンドの純資産価額、投資家が取引を行うE F A マスターファンドの受益証券の価格
および投資家が支払う手数料に重大な影響を及ぼす可能性があります。

市場の混乱

E F A マスターファンドは、E F A マスターファンドの投資対象の価格が大幅に下落するよう
な市場の混乱およびその他の特別な事象を含む様々な状況において、多大な損失を被る可能性が

あります。E F Aマスターファンドがその銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーから得られる融資は、混乱した市場においては、通常、減少します。かかる減少によって、E F Aマスターファンドは多大な損失を被る可能性があります。予想外の政治的、軍事的出来事およびテロ行為による市場の混乱により、E F Aマスターファンドが多大な損失を被る場合があります。かかる出来事によって、従来はリスクの低かった戦略が前例のないボラティリティおよびリスクを伴う可能性もあります。金融取引所は、随時、取引を停止または制限する可能性があります。かかる停止により、E F Aマスターファンドが自身のポジションを手仕舞うことができなくなり、損失を被ることになる可能性もあります。また、店頭市場が、E F Aマスターファンドがポジションを手仕舞うための十分な流動性を維持できるという保証はありません。

市場リスク

E F Aマスターファンドの成功は、金利、借入可能枠、インフレ率、経済の先行き不透明感、法律の改廃（E F Aマスターファンドの投資対象に対する課税に関する法律を含みます。）、貿易障壁、物価、為替レートおよび為替管理ならびに国内および国際政治情勢（戦争、テロ行為または安全保障活動を含みます。）等のE F Aマスターファンドがコントロールできる範囲の外にあり、予想するのが難しい世界中の金融市場の状況および経済状況に大きく依存しています。これらの要因は、有価証券の価格の水準およびボラティリティならびにE F Aマスターファンドの投資対象の流動性に影響を及ぼす可能性があります。ボラティリティまたは流動性の欠如により、E F Aマスターファンドのパフォーマンスが悪化するまたは損失が生じる可能性があります。E F Aマスターファンドは、金融市場のボラティリティの水準によって悪影響を受ける可能性のある多額の取引ポジションを維持する可能性があります。予測不可能なまたは不安定な市場環境においては、資金を投じる適切な投資対象を見つける機会が減る可能性があります。また、既存の投資対象を売却して価値を実現することが難しくなる可能性があります。これにより、E F Aマスターファンドのパフォーマンスが重大な悪影響を受ける可能性があります。また、かかる期間においては、財務活動、合併・買収が大幅に減少する可能性があります。適切なイベント・ドリブン機会を見つけることが難しくなり、また、競争が激化する可能性があります。また、経済情勢が悪化している期間または世界中の信用市場の引締め局面においては、E F Aマスターファンドは、追加投資のための魅力的なレートによる資金調達をすることが難しくなる可能性があります。

為替レートの変動

E F Aマスターファンドの米ドル以外の通貨建ての投資対象に関連し、当該通貨に対する米ドルの下落により、E F Aマスターファンドのポートフォリオ全体の価額が下落する可能性が高まります。

受益証券の強制譲渡および強制買戻し

E F Aマスターファンドの定款は、いずれかの国または政府当局の法律または規制に違反する者によって、またはE F Aマスターファンドが負担するはずのなかった税を負担し、もしくは被るはずのなかったその他の金銭的不利益を被ることになるとE F Aマスターファンドの取締役が考える状況においていずれかの者によって保有されているE F Aマスターファンドの受益証券について、強制譲渡または強制買戻しを要求する権限をE F Aマスターファンドの取締役に付与しています。

主要経営陣への依存

E F Aマスターファンドの成功は、E F A投資運用会社の主要経営陣の経験および専門知識に依拠するところが大きいといえます。かかる主要経営陣によるサービスの提供を受けることがで

きなくなった場合、E F A マスターファンドの運営およびパフォーマンスが重大な悪影響を受け
る可能性があります。

評価および会計

E F A 投資運用会社は、E F A フィーダーファンドの年次決算報告書を作成する際、国際財務報告基準を採用しています。しかしながら、E F A フィーダーファンドの英文目論見書に記載されている方法によるE F A フィーダーファンドの純資産価額の計算は、必ずしも国際財務報告基準に従っているとは限りません。したがって、E F A フィーダーファンドの純資産価額は、E F A 投資運用会社が国際財務報告基準を遵守するよう年次報告書に必要な調整を行う可能性があるため、E F A フィーダーファンドの年次決算報告書において報告されている純資産価額と同一であるとは限りません。

E F A マスターファンドによって保有されているいずれかの資産に関する純資産価額、買い呼び値もしくは売り呼び値または建値を入手することができない場合、当該資産の価額は、E F A マスターファンドまたはE F A 投資運用会社が決定する方法により、随時、決定されます。ただし、いずれの証券取引所または店頭市場において上場または取引されていないE F A マスターファンドのいずれかの資産は、当該資産の費用および当該資産に関するE F A マスターファンドの実現可能価額見積額または当該資産の費用および当該資産に関するE F A 投資運用会社の実現可能価額見積額のいずれか低い方の価額で評価されます。

E F A マスターファンド、E F A マスターファンドの取締役、E F A 投資運用会社、E F A マスターファンドの管理事務代行会社またはこれらの代理人は、時価、上場価格、取引価格または市場取引価格を確認するために、E F A マスターファンドによって保有されている資産の価格に関し、機械的または電子的な価格提供システムを利用することができ、また、これに依拠することができ、また、かかるシステムによって提供された価格は、当該資産の正確な価格とみなされるものとします。

上記にかかわらず、E F A マスターファンド、E F A マスターファンドの取締役またはE F A 投資運用会社は、自身の絶対的な裁量により、より公正価額を反映しているとする他の価格決定方法または評価を許容することができ、また、かかる価格決定方法または評価をE F A マスターファンドの純資産価額の計算に適用するようE F A マスターファンドの管理事務代行会社に指示することができます。

リスク要因の上記一覧は、ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明を意図するものではありません。投資を予定する者は、本書全体を読み、ファンドへの投資を決定する前に自己の法務、税務および財務の各アドバイザーに相談すべきです。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスク管理体制

管理会社は、ファンドのためのオペレーティングマニュアルを作成し定期的に見直しています。当該マニュアルには、ガバナンスと意思決定プロセスに起因するリスク、外部に業務委託する結果として生じるリスク、潜在的な詐欺や窃盗のリスク、投資戦略に関するリスク、等の問題に対処するためのリスク管理ステートメントと計画が含まれています。

管理会社の業務執行取締役は、リスク管理フレームワークの年次レビューを実施し、必要な変更を行っています。

管理会社は、多くの選別されたファンドに関係するサービス提供者と共に業務を行っています。管理会社は、サービス提供者に対して業務をレビューするための定期的な対話を継続して

います。これらのサービス提供者には、法律事務所、銀行、管理事務代行会社、保管会社、監査人等があります。

管理会社は、サービス提供者がそのサービスを実行しサポートできる経験と能力を有しているか、格付けを含む財務的強みと基盤はどうか、業務における評判、企業文化、コンプライアンス、告発、係属中もしくは潜在的な訴訟、セキュリティ、内部統制、監査カバレッジ、報告とモニタリング環境、下請け業者に対する信頼や関係は良好か、保険カバレッジ、サービスのパフォーマンスに影響を与える可能性のある外部要因（例えば、かかる業者が業務を行う法域における、政治的、経済的、社会的、法的環境その他の事象等）について良い理解を得ようと努めます。

加えて、多くの市場参加関係者の広範なネットワークやヒアリングを活用し、調査・確認を行うことがあります。このようなインフォーマルなネットワークは、サービス提供者の選別するプロセスにおけるより公式なインタビューを補完するものとなります。

管理会社は、サービス提供者と定期的に交流し管理の有効性と効率性を高めるとともに、ファンドに対しての高いサービスを継続するための予備的な対応を講ずることを目指します。

投資先ファンドの委託会社におけるリスク管理体制

運用部署から独立したコンプライアンス部、リスク統括部および法務部が運用に関するリスク管理と法令順守状況等のモニタリングを実施し、投資委員会、運用リスク委員会、コンプライアンス会議に報告します。

コンプライアンス部は内部監査を通して、業務執行に係る内部管理体制の適正性・有効性を第三者として独立した立場で検証・評価し監査内容を担当部署へ通知します。指摘事項等の改善に向けた取組みについてのフォローアップを定期的に行い指導・管理しております。

運用資産の保全・管理・評価については、社内の管理担当部署が外部の専門の管理会社に委託した情報をダブルチェックする体制を整えております。

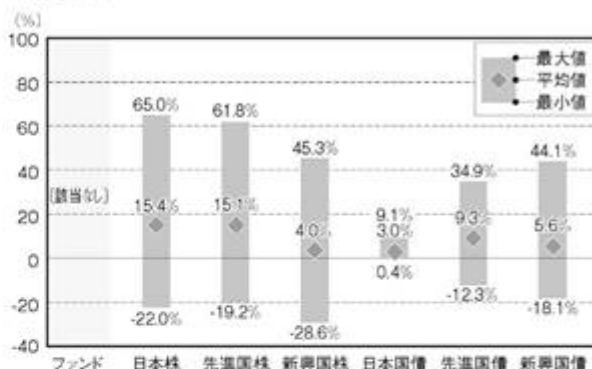
（3）リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

ファンドは平成29年2月20日から運用を開始するため、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、平成24年1月から平成28年12月までの5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。運用開始から1年未満の時点では算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

- 日本株……TOPIX (配当込み)
- 先進国株……ラッセル先進国 (除く日本) 大型株インデックス
- 新興国株……S&P新興国総合指数
- 日本国債……ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール (1年超)
- 先進国債……シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債……シティ新興国市場国債インデックス (円ベース)

(注) ラッセル先進国 (除く日本) 大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証証券取引所」といいます) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東証証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されません。

日本における申込手数料

日本における申込手数料は、2.16% (税抜2%) を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払うものです。

詳細は、販売会社に問い合わせることができます。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料
買戻し手数料は課されません。
日本における買戻し手数料
買戻し手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

ファンドには、以下の管理報酬等がかかります。

管理報酬等

ファンドは、信託証書の条項に従って、管理会社としての業務に対して、管理報酬を管理会社に対して支払います。

管理会社は、ファンドの資産から１か月当たり、各月の最終評価時点におけるクラスA受益証券の純資産価額（対象月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬（以下に記載します。）の控除前ものをいいます。）の0.2%の12分の1の管理報酬を受け取ります。管理報酬は、月ごとに後払いされます。

受託会社、管理会社、販売会社、代行協会員、監査人、保管会社および管理事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から支払われます。

管理報酬は、後払いで毎月米ドルにて支払われます。

管理会社が丸１か月間、管理会社として行わない場合、当該月に関して支払われる管理報酬は、信託証書に基づき管理会社が行為する月の部分に反映させるために、比例按分されます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から各暦年の最初のファンド営業日に毎年前払いされる年間10,000米ドルの報酬を受け取ります（ただし、初年度においては、報酬は、最初の申込日から30日以内に比例按分され支払われます。）。当該報酬は、管理会社の同意を得た場合のみ、随時、有効な受託会社の条項および条件に従って増額され得るものとします。また、受託会社は、（随時、管理会社と合意した）ファンドの設定、特定の業務およびファンドの将来の終了に関し、要した時間および負担した費用について追加の報酬を受け取ります。さらに、受託会社は、ファンドに関して提供した管理事務について、受託会社の時間当たりのレートで計算される報酬をファンドに請求することができます。受託会社は、信託証書に基づくその職務の遂行に際して、受託会社が適切に負担したすべての支出費用についてファンドから償還を受ける権利を有します。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、管理事務代行会社と受託会社との間で随時合意される料率で、ファンドに関する管理事務代行業務提供の対価として、ファンドの資産から報酬を受け取ります。

管理事務代行会社は、その職務の遂行に際して適切に負担したすべての支出費用について償還を受ける権利を有します。

保管報酬

保管会社は、保管会社と受託会社との間で随時合意される料率で、ファンドに関する保管業務提供の対価として、ファンドの資産から報酬を受け取ります。

保管会社は、その職務の遂行に際して適切に負担したすべての支出費用について払戻しを受ける権利を有します。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの代理人としての業務に関し、ファンドの資産から1か月当たり、各月の最終評価時点におけるクラスA受益証券の純資産価額（対象月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬（以下に記載します。）の控除前のものをいいます。）の0.05%の12分の1の代行協会員報酬を受け取ります。代行協会員報酬は、月ごとに後払いされます。

代行協会員は、代行協会員と管理会社との間の契約に基づくその義務の遂行に際して、代行協会員が負担した合理的な法律上の費用について、償還を受ける権利を有します。

販売報酬

販売会社は、ファンドの販売会社としての業務に関し、ファンドの資産から1か月当たり、各月の最終評価時点におけるクラスA受益証券の純資産価額（対象月の管理報酬、代行協会員報酬および販売報酬の控除前のものをいいます。）の0.55%の12分の1の販売報酬（または管理会社と販売会社との間で随時書面により別途合意される報酬）を受け取ります。販売会社報酬は、月ごとに後払いされます。

販売会社は、販売会社と管理会社との間の契約に基づくその義務の遂行に際して販売会社が負担した合理的な法律上費用について、償還を受ける権利を有します。販売会社は、販売会社と投資予定者との間で合意される追加の報酬を当該投資予定者に請求することができますが、当該報酬は、ファンドの資産からは支払われません。他の販売会社が任命された場合は、当該販売会社に支払われる報酬は、異なる可能性があります。

（4）【その他の手数料等】

初期費用および再構築費用

当初募集に係るおよびこれに付帯する初期費用（ケイマン諸島におけるファンドの設定ならびにファンドが当事者となる契約の交渉および手配に関する費用、英文目論見書の印刷費用ならびに専門アドバイザーに係る報酬および費用を含みます。）は、受益証券の当初発行手取金から支払われます。これらの初期費用は、受益証券の当初発行後のファンド営業日から60か月間で定額法により償却される予定です。受託会社は、当該費用が償却される期間を短縮することができます。初期費用は、約75,000米ドルと見積もられています。

運用費

ファンドの運用および管理に関するすべての費用は、ファンドの資産から支払われます。当該費用には、委託手数料および本投資対象の売買に関わるその他の類似費用、受益者集会出席費用、一定の合理的な調査費用、顧問およびコンサルタントに係る報酬ならびに費用（管理報酬および販売報酬を含みます。）、保管者、エスクローもしくは管理事務代行者またはその他の投資関連サービス提供者に係る報酬および費用、補償費用および潜在的な補償責任に対する保険費用、管理会社の主要人物の生命に付従する「キーマン（重要人物）」の保険費用、利息およびその他の借入費用、法務、管理、会計、税務、監査および保険費用（報告書、財務諸表および受益者通知書の作成ならびに頒布費用を含みます。）、訴訟その他の特別費用ならびに英文目論見書の定期的な更新に係る費用を含みますが、これらに限られません。そのクラス固有の費用（もし適用があれば）は、当該クラスまたはこれに関係のあるクラスのみが負担します。

投資先ファンドに係る報酬・費用等

投資先ファンドとそのマスターファンドの合計で、ファンドの純資産価額の年率1.5%の管理報酬のほか、成功報酬、投資先ファンドの設定・開示・運営に関する費用、取締役の報酬、一般

管理事務代行報酬、保管報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかる場合があります。なお、成功報酬は、原則として、四半期間の受益証券1口当たりの純資産価格が一定の基準(ハイ・ウォーター・マーク)以上であれば、当該基準を超えた部分の15%がかかります。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。投資者は、受益者への課税が下記とは異なる旨認識する必要があります。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けることが望まれます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。))。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が本書の日付現在受領した助言に基づきます。投資家は、税制のレベルおよび根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドの報酬が適用するどの国とも二重課税防止条約を締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島に為替管理は存在しません。

ファンドは、ケイマン諸島の総督から、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領しています。ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島金融機関報告体制およびFATCA

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスと情報交換の向上のための政府間協定を、米国および英国との間でそれぞれ調印しています。米国との間では、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」といいます。）の自動税務情報交換要件の効力を発生させる（非互恵的）政府間協定（以下「US IGA」といいます。）のモデル1(b)が調印され、また、英国との間でも、英国の課税対象居住者または法主体に関する税務情報の自動交換に関する同様の政府間協定（以下「UK IGA」といい、US IGAと総称して「IGAs」といいます。）が調印されました。

2014年7月4日、IGAsの効力を発生させるケイマン諸島の規制（以下、US IGAに関しては「ケイマン米国規制」といい、UK IGAに関しては「ケイマン英国規制」といい、また総称して「本規制」といいます。）が発行されました。本規制に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。）は、2014年12月15日付で交付されたIGAsの適用に関する改訂手引書（以下「本手引書」といいます。）を公表しました。US IGAは、ケイマン米国規制（ならびに同規制を通じてUS IGAおよび本手引書）を遵守するケイマン諸島の金融機関（以下「FI」といいます。）が、US FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たすものとして扱われ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を免除され、また、非協力口座の閉鎖を要求されないことを規定しています。適用対象の法主体による本規制の不遵守は犯罪であり、かかる法主体は、陪審によらない有罪判決により、罰金および、特定の場合には、当該法主体の経営者が懲役を科されます。問題の行為が、その同意もしくは黙認により実行されまたはその他その懈怠に起因する場合には、特定の法主体の取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の類似の役員ならびに支配者も、訴訟を提起される可能性があります。

本規制は、FIを「報告FI」または「報告外FI」のいずれかに分類します。当初の段階では、全てのケイマンFIが、報告外FIの適格要件を満たさない限り、報告FIに分類されます。報告外FIの分類は、該当するIGAの別紙の相互参照により、本規制において定義されます。

US FATCAに関連して、ケイマン米国規制に基づき、報告FIは、特に、(1)米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で「FFI契約」を締結することを義務付けられ

ず、(2) グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、(3) 口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているか否かを特定するために、その投資者のデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、また、(4) 当該特定米国人に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられます。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換します。報告外FIは、これらの要件を免除されます。報告FIおよび報告外FIはいずれも、FATCA源泉徴収税(現税率:30%)の課税を回避するために、米国納税申告用紙において、そのUS FATCA上の地位に関する自己証明を源泉徴収代理人に提出しなければならない場合があります。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に従い、ファンドの計算における受託会社への支払または受託会社による口座保有者への支払に対しては課せられませんが、ファンドが「重大な不遵守」により不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされる場合にはこの限りではありません。ケイマン米国規制は、受託会社がファンドの計算において、US FATCAまたはその他の代わりに、受託会社による口座保有者への支払について源泉徴収を行うことを義務付けません。

ケイマン英国規制は、ケイマン米国規制と同様の要件を課しているため、ファンドの計算における受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」といいます。)との間で当該情報を交換します。UK IGAに関する源泉徴収税体制は設定されておらず、また報告FIは英国歳入関税庁に登録することを義務付けられていません。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」といいます。)に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定(以下「追加IGA」といいます。)を第三国との間で締結することが予想されます。

60か国以上の国がOECD税務執行共助に関する多国間条約に基づく自動的な税務情報交換の施行に関するOECD多国間協定および共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を批准しました。CRSは形式上および実質上US IGAおよびUK IGAと同様であり、各「参加管轄」(ケイマン諸島税務情報局が公表するリストにて特定されます。)において適用されます。2015年10月16日、ケイマン諸島では、2015年税務情報局(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規制(以下「CRS規制」といいます。)が制定され、2015年12月4日付の臨時官報第95号に記載されたとおりのCRS規制のための「参加管轄」のリストが公表されました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融商品は、2016年1月1日より実質的に国際課税遵守義務が拡大され、2017年より実質的に報告義務が拡大されることとなる予定です(なお、CRS規制に基づく最初の報告期限は、2017年5月31日となります。)

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされます。

- (a) 受託会社(またはその代理人もしくは委託先)は、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがあります。
- (b) ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外のCRS「参加管轄」の財政当局(以下「所管官庁」といいます。)との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがあります。
- (c) 受託会社(またはその代理人もしくは委託先)は、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他の所管官庁に登録するときに、また、かかる規制当局が追加的な照会のため

に受託会社（または直接その代理人もしくは委託先）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがあります。

- (d) 受託会社（またはその代理人もしくは委託先）は、受託会社がケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられる可能性がある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができます。
- (e) 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社は、かかる行為がファンドの法令遵守違反またはファンドもしくはファンドの投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、自身の判断により、対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。
- (f) US IGA、UK IGA、CRS規制、もしくは追加IGAまたはケイマン諸島が国際税務透明性を確保し、増強するために締結し、もしくは施行する協約、法令もしくは規制のいずれかを遵守するためにファンドの計算において受託会社によりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、受託会社（またはその代理人もしくは委託先）に対する請求権を有しないものとします。

5 【運用状況】

平成29年2月20日から運用を開始するため、該当事項はありません。

(1) 【投資状況】

該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

該当事項はありません。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

受益証券の最低申込単位は、1口とします。

当初募集期間

クラスA受益証券は、当初募集期間中、受益証券1口当たり10,000米ドルの固定価格で募集されます。

当初募集期間中のクラスA受益証券の申込みおよび申込金は、当初募集期間の最終日の午後5時（シンガポール時間）までに管理事務代行会社により受領されなければなりません。受益証券は、当初募集期間の終了直後のファンド営業日に発行されます。

継続募集期間

関連する当初募集期間の終了後、クラスA 受益証券は、各申込日に、関連する申込価格で申込みを行うことができます。申込価格は、関連する申込日の直前の評価日における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する金額とします。

当初募集期間の経過後は、受益証券の申込者および追加受益証券の申込みを希望する受益者は、該当する申込日の7ファンド営業日前に当たるファンド営業日の午後5時（シンガポール時間）または一般的にもしくは特定の場合について管理会社が受託会社の承諾の上で決定するこれより遅い日時までに、管理事務代行会社により受領されるよう、記入済みの申込書および申込金を送付しなければなりません。申込書または支払の受領が遅れた場合は翌申込日に処理されます。ただし、管理会社は、一または複数の指定時刻を過ぎても申込書および/または申込金の提出を受け付けることがあります。

支払

受益証券の支払（銀行手数料の控除後）は、電子送金により現金で行われなければならない、米ドルによってなされます。支払は、申込書に記載される振込先に送金されなければなりません。すべての申込金は、申込者の名義で保有されている口座から振り込まれなければなりません。第三者による支払は認められておりません。

申込金が該当するクラスの運用通貨以外の通貨で受領された場合、運用通貨への転換は、申込者のリスクおよび費用負担において管理事務代行会社が手配します。電子送金に関する銀行手数料は申込金から控除され、純額のみが受益証券に投資されます。

マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止構想およびテロ防止構想に関連する適用ある法定の要件への遵守を確保するため、受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、申込者の身元および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を求めます。各申込みの状況に応じ、以下の場合、身元および/または資金源の完全な証明書を取得することが常に必要であるとは限りません。管理会社は、シンガポールの法律に基づき、特に、申込者の身元、税務リスク特性および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元、税務リスク特性および資金源の詳細な確認を求めることができます。

- (a) 申込者が適切な反マネー・ロンダリング制度を有すると認められる国で規制される認可事業体または認可金融機関である場合
- (b) 申込者がケイマン諸島またはその他の認定証券取引所に上場している事業体または金融機関である場合
- (c) 申込金が適切な反マネー・ロンダリング制度を有すると認められる国に拠点を置く金融機関の申込者名義で保有される口座から支払われた場合

受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、受託会社、管理事務代行会社および管理会社が申込者の身元を確認するために必要とみなす情報を要求することができます。受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、受益証券の譲受人に関してもかかる確認証明を要求することができます。

申込者または譲受人が、確認のために要求された証明を提出することに遅延したまたは提出しなかった場合、管理会社、受託会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受付または関連する譲渡の登録（場合によります。）を拒否することができます。受益証券の申込みの場合、受領した資金は当初の振込元口座に利息を付さずに銀行手数料を差し引いて返却されます。

申込者は、申込みを行うことにより、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびこれらの各代理人、子会社または関連会社が、政府機関、規制組織およびその他の関連する人物に対して、要求があり次第、ケイマン諸島、シンガポールその他におけるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策ならびに同様の事項に関連して申込者の情報を開示することに同意します。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、ファンドに対する（申込みその他の方法による）支払が犯罪行為の収益を含んでいるまたは取引がマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に何らかの形で関連していると疑いを持った場合、受託会社、管理会社および/または管理事務代行会社（場合によります。）は、法律により、かかる疑いのある支払および取引を報告するよう要求され、かかる報告は法令その他によって課された情報開示制限の違反であるとはみなされないものとします。

事業、取引、業務または雇用の間に知った何らかの情報またはその他の事項により、ケイマン諸島の居住者が、ファンドに対する（申込みその他による）支払が犯罪収益であると知ったまたはその疑いを持った場合、かかる居住者はケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に従い、かかる情報またはその他の事項を報告する必要がある、かかる報告は、法律等で課された情報開示制限の違反であるとはみなされないものとします。シンガポールの贈収賄、薬物密売その他重大犯罪（利益没収）法（Cap 65A）においても、同様の報告義務が存在します。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社はそれぞれ、要求されたかかる情報および書類がかかる申込者によって提供されなかった場合、申込書または買戻請求の送達の遅延または不履行の結果生じた損失について、免責されるものとします。申込者が、確認のために要求された情報を提供することに遅延したまたは提供をしなかった場合、受託会社、管理会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受付を拒否するまたはかかる情報が提供される条件で発行された受益証券の強制買戻しを行うことができます。申込者は、要求された情報を提供することに遅延したまたは提供しなかった結果ファンドが被った経費、損失または費用を負担するものとします。いかなる場合においても、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、申込みまたは買戻代金の支払の拒否または遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

申込手続

適格投資家（以下「適格投資家」で記述します。）のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受益証券は、会社、パートナーシップまたは個人名義でのみ発行されることができません。18歳以下の者のために申込みが行われた受益証券については、両親または後見人の名義で登録されなければなりません。

申込みは、申込書の形式で行われなければならない、当該申込書は、管理会社用の写しと共に、申込書に記載される住所またはファクシミリ番号に宛てて、管理事務代行会社に送付される必要があります。

申込みは、ファクシミリまたは電子メールにて送信することができます。ただし、原本がファクシミリまたは電子メール送信後速やかに送付されることが条件となります。受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリまたは電子メールにより送信された申込みに関して、受領されていないもしくは判読不能であることから生じる損失またはかかるファクシミリまたは電子メールでの指示が適切に授権された者により行われたものであると誠実に考えられた結果取られた行為に関して生じた損失について、責任を負いません。

申込みがファクシミリで行われる場合、申込用紙の原本が管理事務代行会社により受領されることが義務づけられますが、受益証券は、ファックスまたは電子メールの送信指示の受領をもって発行されます。

受益証券は整数によって発行され、それ以外に生じる受益証券のより少ない端数は切り捨てられ、関連する申込金はファンドの利益のために保持されます。

管理会社または管理事務代行業者は、全体的または部分的に、かつ、理由を示すことなく、申込みを拒否することがあります。申込みが拒否された場合、支払われた申込金またはその残高は、場合に応じて、申込者のリスクおよび費用負担で、関連する運用通貨にて実務上可能な限り速やかに（利子なしで）返金されます。

記入済みの申込書が管理事務代行会社により受領された後は、当該申込書を撤回することはできません。発行済み受益証券の詳細を記載した確認書は、当初募集期間または関連する申込日（場合によります。）の最終日の後に、実務上可能な限り速やかに、申込みが無事送付された申込者に対して送付されます。

電子メールによる購入申込書または買戻請求書の送信に関する記載は、電子メールのPDF添付書類として提出された署名済みの文書を意味します。

適格投資家

適格投資家のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受託会社は、随時、ファンドの投資目的のために、適格投資家とされる者の判断基準を変更することができます。当初は、以下のいずれかに該当する者を除き、すべての申込者が「適格投資家」とされます。

- () 受益証券を取得することによって、いずれかの国もしくは政府当局の法令（マネー・ロンダリング防止に関する規制または条約を含みます。）の違反が生じることとなるか、または受託会社、ファンドもしくはいずれかの受益者に不利な税効果もしくはその他の悪影響が及ぶ不当なリスクが生じることとなる者
- () 直接的または間接的にテロリストまたはテロ組織（記載されている者との取引が禁止、制限または抑制されることとなる米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）が維持する特別指定国民および不許可人物リストまたは国際連合が発出したリストもしくは決議（安全保障理事会その他を通じて発出されたものであるか否かを問いません。）（かかるリストは随時変更されます。）に記載されている者または事業体を含みます。）のために行為する者
- () 最終投資家が外国シェルバンクである場合は、受託者、代理人、代表者または名義人として行為する者
- () 以下の場合を除く米国人
 - (a) 当該米国人が(1)（1933年米国証券法（改正済）に基づき公布されたレギュレーションDに定義される）「認定投資家」である場合、(2)（1940年米国投資会社法（改正済）および同法に基づき公布された規則の定義に該当する）「適格購入者」である場合、および(3)（米国商品取引所法（改正済）に基づき公布された規制に定義されます。）「適格者」である場合
 - (b) 当該米国人に対して受益証券を発行することが、1933年米国証券法または米国のいずれかの州の証券法の違反とならない場合
 - (c) 当該米国人に対して受益証券を発行することによって、ファンドが1940年米国投資会社法（改正済）に基づき登録を行う必要が生じないか、または米国商品取引所法（改正済）に基づく規制に従い、商品先物取引委員会もしくは全米先物協会に目論見書を提出する必要が生じない場合
 - (d) 当該米国人に対して受益証券を発行することによって、ファンドの資産がE R I S Aの目的における「プラン資産」とならない場合

受益証券の形式

受益証券は、記名式で保有されます。通常、受益証券の券面は発行されず、また確認通知以外のその他の文書も発行されません。確認通知には、受益者の識別番号および割り当てられた受益証券の詳細が記載されます。ただし、確認通知は、各自の申込書および決済資金による申込金が受領されたことが承認された後にのみ申込人に送付されます。

（２）日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報（７）申込期間」記載の申込期間に日本における販売会社により取扱いが行われます。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が１億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

２ 【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

買戻し手続

ロックイン期間を除き、受益証券は、受益者の選択により、買戻日に１口単位で買い戻すことができます（端数は買い戻すことができません）。ただし、受託会社は、管理会社と協議の上、ロックイン期間であっても、それらの絶対的裁量により、一般にまたは特定の場合に受益証券の買戻しを受け付けることができます。

自ら保有する受益証券を買い戻すことを希望する受益者は、管理事務代行会社に対し、買戻請求において指定される住所に宛てて、作成済みの買戻請求を交付しなくてはなりません。記入済みの買戻請求は、当該買戻しが実行される買戻日の少なくとも95暦日前の日に該当するファンド営業日の午後５時（シンガポール時間）までに、管理事務代行会社により実際に受領される必要があります。かかる時刻を過ぎて受領された買戻請求は持ち越され、翌買戻日に処理されます。ただし、管理会社は、その裁量により、一または複数の関連する時刻を過ぎても買戻しの申込書類の提出を受け付けることがあります。受託会社および管理会社は、その状況下でファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがないと判断した場合、一般的または特定の場について、買戻通知期間を95暦日未満に定めることができます。ただし、いかなる場合も、買戻請求がある買戻日の午後５時（シンガポール時間）を過ぎて管理事務代行会社により受領されたときは、当該買戻請求は、当該買戻日に処理されるよう受け付けられることはありません。

買戻請求は、ファクシミリまたは電子メールにより管理事務代行会社に対し交付することができます（ただし、当該買戻請求の原本が直ちに管理事務代行会社に送付される場合に限りません。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリ送信における誤り、ファクシミリまたは電子メールにより送信された申込書類の判読不能、または適切に授權された者が行ったと誠実に考えられる当該ファクシミリまたは電子メールによる指示により行われた行為に関して発生した損失につき、責任を負いません。

買戻請求がファクシミリまたは電子メールにより交付された場合、買い戻される受益証券に係る買戻請求の原本およびマネー・ロンダリング防止に関する要件または類似する事項に関連して請求された未提出の文書が管理事務代行会社により受領されるまで、受益者に買戻代金は支払われません。ファンド、管理会社、管理事務代行会社ならびにこれらの代理人および関連会社のいずれも、かかる遅延により発生した損失または買戻代金の支払の実行拒否につき、責任を負いま

せん。管理事務代行会社は、適切に受領したすべての買戻請求の受領を確認します。5ファンド営業日が経過してもかかる確認書を受領していない受益者は、管理事務代行会社に連絡しなければなりません。受益者が買戻請求が受領されたことを確実にしなかった場合、当該買戻請求は処理されないことがあります。

関連するクラスの受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上で他に決定しない限り、「先に発行されたものから先に買戻しを行う」という原則の下で、買戻しがなされます。

受益者は、後述において定められる状況において受託会社が管理会社と協議の上で純資産価額の決定を停止する場合を除き、一旦提出した買戻請求を撤回することはできません。

買戻価格

受益証券は、関連する買戻価格で買戻しが行われます。受益証券の買戻価格は、関連する買戻日の直前の評価日における関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格に相当する金額とします。ただし、受益証券の買戻価格を決定するにあたり、管理会社は、受託会社と協議の上、管理事務代行会社に対し、受益証券1口当たりの純資産価格（四捨五入を行う前）から、買戻請求に応じるための資金を調達するために、資産を換金するにあたりファンドの勘定で負担される財務手数料および購入手数料の適切な引当金であると管理会社がみなす金額を、控除するよう指示することがあります。

決済

買戻代金は、受益者のリスクおよび費用負担により、通常関連する受益証券1口当たりの純資産価格が確定してから30日以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の文書が受領されてから1か月以内に、電信送金により現金で支払われます。ただし、EFAフィーダーファンドからの買戻価格の受領が遅れた範囲において、その買戻価格の支払は遅延することがあります。現金支払は、米ドルまたは該当する受益者から請求があった場合は（管理会社の助言に基づき）受託会社の裁量により他の通貨で行われます。該当するクラスの運用通貨以外の通貨で支払われた金額は、転換日の実勢直物為替レートで転換されます。第三者に買戻代金は支払われません。

また、管理会社、受託会社および/または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払もしくは金銭の分配が、関連する法域におけるいずれかの者による適用のあるマネー・ロンダリング防止その他に関する法令または規制の違反につながりうると、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社のいずれかが疑うかもしくは通知を受けた場合、またはファンド、受託会社、管理会社および管理事務代行会社による関連する法域におけるかかる法令または規制の遵守を確保するために、そのような拒否が必要もしくは適切であるとみなされる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒否する権利を留保します。

強制買戻し

受益者は、適格投資家でなくなった場合、直ちに受託会社、管理会社および管理事務代行会社に通知しなければならず、その場合、当該受益者は、当該通知日より後の日における受益証券1口当たりの純資産価格で自ら保有する受益証券を買い戻さなければならないことがあり、また管理会社（およびその受任者）は、かかる買戻しを行う権利を有するものとします。

また、管理会社は、（受託会社の同意を得た上で）理由の有無にかかわらず、買戻しがなされる受益者に書面により通知することによって、受託会社が指定した日に受益証券の全部または一部を買い戻す権利を有するものとします。ただし、かかる日は、当該通知日から5日後の日とします。

さらに、管理会社は、(ファンドの信託期間(後記「3 資産管理等の概要 (3) 信託期間」参照)が延長された場合、)信託証書の日付から149年が経過する日までに、受益証券を買戻すとともに、当該クラスの申込み受付を終了させます。

買戻制限

E F Aフィーダーファンドの管理事務代行会社が、総額で、E F Aフィーダーファンドの純資産価額の15パーセントを超える金額の買戻手取金を支払うことになるE F Aフィーダーファンドの受益証券の買戻請求を受け取った場合、E F Aフィーダーファンドの取締役は、その裁量により、支払われる買戻手取金の総額が制限(以下「E F Aフィーダーファンド買戻制限」といいます。)を超えることがないように、買戻請求を提出したE F Aフィーダーファンド(ファンドを含みます。)の各投資家のE F Aフィーダーファンドの持分(純資産価額)に基づき、各投資家に対し比例按分してすべての買戻請求の金額を減額することができます。

管理会社は、(受託会社の同意を得て、)いずれかの買戻日に買い戻される受益証券の口数を両者の絶対裁量により決定するファンドの純資産総額の一定比率またはその他の金額(以下「制限金額」といいます。)までに制限することができます。管理会社が特定のクラスの受益証券の買戻しを制限することを選択した場合、制限は、該当する買戻日に当該クラスの受益証券の買戻しを受けることを希望するすべての受益者が、当該買戻日に買戻請求を行った当該クラスの受益証券の口数について、当該クラスの制限金額による比率の当該クラスの受益証券の買戻しを受けることができるよう、比例按分方式により行われます。当該買戻日に買い戻されるはずであったものの買い戻されなかった受益証券に関する買戻請求ならびに当該クラスに関してその後受け付けられたすべての買戻請求は、翌買戻日に繰り延べられ、当該買戻請求の対象となるすべての受益証券は、(同一制限に従って、また、以下に規定されるとおり、)当該翌買戻日に買い戻されます。買戻請求が繰り延べられた場合、管理事務代行会社は、影響を受ける受益者に通知し、また、その後のいずれかの買戻日において、買戻請求が繰り延べられた期間に応じて繰り延べられた買戻請求に優先権が付与されます。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対し買戻しを請求することができます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日において、関連する買戻価格で買い戻すことができます。

当該買戻しが実行される買戻日の少なくとも95暦日前の日に該当するファンド営業日から起算して日本における4営業日前の日の正午(日本時間)までに日本における販売会社が受け付けた買戻し申込みを、ファンドの当該四半期の受付分として取り扱います。なお、当該時刻を過ぎて行われる買戻し申込みは、翌四半期の受付分として取り扱います。

日本における販売会社は、E F Aフィーダーファンドからの買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金をお支払いします。

なお、前記「(1) 海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「第一部 証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載にする日本における販売会社です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価額の決定

ファンドおよび各クラスの純資産価額ならびに受益証券1口当たりの純資産価格は、信託証書に定められ、かつ、以下に概述される評価規定に従い、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社により計算されます。

クラスの純資産価額の決定の目的上、各クラスに関し、ファンドの帳簿内において、ファンドの独自の指定がなされた別個の会計記録が設けられます。各受益証券の発行代金に相当する金額が関連するクラスの会計記録の貸方に記録されます。純資産価額の増減（増減目的において、新規申込みによる純資産価額の増加、買戻しまたは配当金の支払による純資産価額の減少および特定の調整（以下に記載されます。）は考慮しません。）は、直近の評価日時点における各会計記録が示す、それぞれの純資産価額の割合に基づき、当該各クラスの会計記録に割り当てられます。その後、受託会社が単一のクラスに関連すると判断して行う、費用、損失、配当、利益および収益の指示調整が、各会計記録に割り当てられます。

評価日の受益証券1口当たりの純資産価格は、関連するクラスの純資産価額を当該評価日時点の営業終了時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で割って計算され、小数点以下を切り捨てた額となります。かかる切捨てから得られる利益は、ファンドのために保有されます。

資産の評価

ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

- () いずれかの証券取引所もしくは類似の電子システム上で上場または相場付けがされ、当該取引所もしくは電子システム上で定期的に取引が行われている有価証券は、管理会社が保有規模を考慮して適切であると考える方法で調整を行った、評価日における最終取引価格、または当該日に何らの取引も行われなかった場合は関連する評価日における最終買呼値（買い（ロング）持ちの場合。）および最終売呼値（空売りの場合。）で評価され、かつ、当該有価証券の価格が複数の取引所もしくは特定の有価証券に係るシステム上で入手可能な場合、当該価格は、当該有価証券の主要市場を構成する取引所での最終取引価格または最終買呼値もしくは最終売呼値（場合によります。）、または当該有価証券に評価を帰属させる際に最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する価格となります。
- () いずれかの証券取引所もしくは類似の電子システム上で上場または相場付けがなされていない有価証券、または、上場もしくは相場付けがなされているにもかかわらず、当該取引所もしくは電子システム上で定期的に取引が行われていない、または上記に記載されるいずれの価格も入手可能でない有価証券は、当該有価証券の取得価格、発行された有価証券の最近の取引時の価格、発行済みの当該有価証券の総額を勘案した保有規模および管理会社が評価への積極的もしくは消極的な調整を検討する際に関連があるとみなすその他の要因を考慮して管理会社が決定するところに従い、その評価時点における予想実現価値で評価されます。
- () 決済機関もしくは取引所内で取り扱われるまたはこれを介して取引され、または金融機関を介して取扱いもしくは取引がなされる有価証券以外の投資対象は、当該決済機関、取引所もしくは金融機関により相場付けされる直近の公式の決済価格を参照して評価日時点において評価されます。当該価格が存在しない場合、当該投資対象の取扱いもしくは取引がなされるまたはその可能性のある市場での評価日時点における売呼値の最安値と買呼値の最高値との間の平均値が算出されます。ただし、かかる投資対象が複数の市

場で取り扱われるまたは取引される場合に管理会社が実勢市場を決定することを条件とします。

- () 決済機関もしくは取引所内で取り扱われずまたはこれを介して取引されない、または金融機関を介して取扱いもしくは取引がなされない有価証券以外の投資対象（店頭デリバティブ取引を含みます。）は、独立価格決定ソースから得られる価値を参照して評価されます。ただし、特定の投資対象について当該価値が利用できない場合、当該投資対象は関連する取引相手方により提供される直近の利用できる評価と、管理会社が適切とみなすその他の取引相手方により提供される評価との比較をもって評価され、かつ、関連する取引相手方およびその他の取引相手方のそれぞれにより提供される評価の間に管理会社が重大と考える程度の差異があった場合、当該投資対象はすべての評価の平均値に基づいて評価されるものとします。ただし、その他の場合においては関連する取引相手方により提供される評価に基づいて評価されるものとします。
- () 預金は、発生した利息を加算して自らの費用負担で評価されます。
- () 基準通貨以外による価値（有価証券または現金であるかを問いません。）は、管理事務代行会社が、特に、関連すると考えるプレミアムまたは割引および為替経費を考慮する状況において適切とみなすレート（公式であるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。

ファンドは、準備金として留保し、またはファンドの費用および経費の支払いに充てる必要がない限り、ファンドの資産のすべてをE F Aフィーダーファンドに投資する意向です。E F Aフィーダーファンドの出資持分は、E F Aフィーダーファンドから報告される純資産価値を基準にして評価されます。したがって、ファンドは、E F AフィーダーファンドのためにまたはE F Aフィーダーファンドに代わって提供された。未監査の純資産価値計算書に依拠することとなります。管理会社がE F Aフィーダーファンドから受け取った純資産価値またはその他の評価に関する情報は、通常、見積額にすぎず、E F Aフィーダーファンドの年次の監査が終了する時までには修正されます。損益計算の修正は、継続的なプロセスであり、純額のキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスの数値は、各E F Aフィーダーファンド等の年次監査が完了するまでは最終的なものとはみなされないものとします。

E F Aフィーダーファンドがファンドに対して月末における価値を適時に報告しない場合、管理会社は、E F Aフィーダーファンドの公正価値をE F Aフィーダーファンドから報告された直近の最終価値または予想価値およびファンドがファンドのポートフォリオを評価する時点で入手することができるその他の一切の適切な情報に基づき決定します。ヘッジ・ファンド業界の分類を使用し、「予想」または「最終」価値として報告されたあらゆる価値を、市場価格を入手することができる有価証券のファンドの評価日における市場価格または公正価値を合理的に反映します。

管理会社は、ファンドのポートフォリオを評価する時点で入手することができるすべての適切な情報を検討します。管理会社は、当該情報を検討し、場合によっては、E F A投資運用会社または、E F Aフィーダーファンドによってもしくはこれらに代わって提供された情報が、E F Aフィーダーファンドにおけるファンドの持分の公正価値を表象していないという結論に達する可能性もあります。すなわち、管理会社は、あらゆる状況を考慮したかにかかわらず、または純資産価値のプレミアムまたはディスカウントを反映するよう当該価値を調整するためであるかにかかわらず、評価時点で報告されているE F Aフィーダーファンドの純資産価値に依拠します。これらのすべての決定は、誠実に行われ、また、受託会社の審査および監督に服します。

管理会社は、E F Aフィーダーファンドの資産の評価の不正確または純資産価値計算書の過誤について一切責任を負わないものとします。

受託会社は、その他の評価方法が、一般的にまたは特定の市場もしくは市況において公正価値をより良く反映し、かつ、適切な会計慣行に則ったものであると考える場合において、その他の評価方法の利用を認めることがあります。

ファンドの年次会計報告書は、米国G A A Pに従って作成されます。

ファンドの評価基準（該当するもの）が米国G A A Pから逸脱する場合、受託会社は、米国G A A Pを遵守するために必要とされる調整が財務諸表の年次監査報告において行われることがあります。

純資産価額の計算に際し、管理事務代行会社は、適宜、受託会社、管理会社またはこれらの関係者（ブローカーである関係者、市場またはその他の仲介者を含みます。）により提供される価格情報を確認するために合理的な努力を尽くします。ただし、一定の状況（管理事務代行会社がその単独の裁量により決定します。）において、管理事務代行会社が当該情報を確認することが適切でないことがあり、かかる状況において、管理事務代行会社は、提供情報の不正確に起因する計算の誤謬を原因として管理会社、受託会社、ファンドまたは受益者もしくはその他の者が負った損失について責任を負いません。管理会社は、シンガポール金融管理局の指針に適合するため、最終的な評価が常に管理会社から独立した独立第三者により行われるようにします。

悪意または明白な誤りがない場合、本書に定めるファンドの資産および負債の価額の決定は、すべての受益者に関し、最終的かつ確定的なものであるものとします。いかなる場合および状況においても、受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社は、純資産価額の決定に関して自らが誠実に行った決定、助言または作為もしくは不作為について個人的な債務または責任を負わないものとします。

純資産価額の計算および/または取引の一時停止

受託会社は、管理会社と協議の上、()一もしくは複数のクラスの純資産価額の計算、()一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または()一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しを、一時的に停止することがあり、かつ、別個かつ独立した権利として、以下のいずれかの期間の全期間または一部の期間に関して、受益証券もしくはいずれかのクラスを買い戻した者への買戻代金の支払期間を延長または停止することがあります。

- (a) E F A フィーダーファンドが純資産価額の計算またはE F A フィーダーファンドの持分の買戻しを中止した期間
- (b) 結果的に()ファンドにより所有される本投資対象の相当部分の処分が、合理的に実務上可能でなく受益者を著しく害しうるか、または()ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実務上可能でなくなる結果として、緊急事態を構成する状況が存在する期間
- (c) ファンドが、それまでに行われた買戻請求のいずれにも、関連するクラスの運用通貨をもって合法的に応じることができない期間
- (d) ファンドの本投資対象の相当部分の価格の決定に際し、通常用いる通信手段に故障があった期間
- (e) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、市民争乱、暴動、ストライキもしくは天変地異により、またはこれに起因して、ファンドに関する管理会社または管理事務代行会社の事業運営が、実質的に中断または閉鎖される期間
- (f) 受託会社または受益者総会が、信託証書に従ってファンドの終了を決議した期間

管理事務代行会社は、受託会社から指図があった場合、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了時にも受益者に通知を行います。

(2) 【保管】

受益証券が発行される予定はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、原則として、平成28年11月3日から149年後に終了します。ただし、後記「(5) その他 ファンドの解散」に定める事由の発生により終了する場合を除きます。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年9月30日に終了します。

(5) 【その他】**ファンドの解散**

ファンドは、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。

- (a) 受託会社の決議
- (b) ファンドを継続することもしくはファンドを他の法域に移転することのいずれかが違法となる場合、または管理会社もしくは受託会社が、これらのいずれかが実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると判断した場合その他の理由で管理会社および受託会社の裁量により決定した場合
- (c) 受益者決議によって受益者が決定した場合
- (d) 信託証書の日付から開始し、信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了した場合
- (e) 受託会社が退任する意思の書面による通知を送付した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合
- (f) 管理会社が退任する意思の書面による通知を送付した場合または管理会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、証書によって、目的を達成するために適切であると判断する方法および程度で、信託証書の規定を修正、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社が書面により当該修正、変更または追加が以下に掲げるものに該当すると判断した旨を書面により証明する場合、当該いかなる修正、変更または追加も、受益者全体の利益が影響を受けるのであれば、受益者決議の同意なく行われたいものとします。なお、いかなる修正、変更、または追加も受益証券に関して追加の支払を行うまたはこれに関して債務を引き受ける義務を受益者に課さないものとします。

- (a) 受益者の利益を著しく阻害せず、受託会社、管理会社またはその他の者を受益者に対する責任から重要な程度で免責する効果を有しないもの
- (b) 会計上、法律上または公式の要件の遵守を可能にするために必要であるもの（法的拘束力の有無を問いません。）
- (c) 明らかな誤りを正すために行われたもの

関係法人との契約の更改等に関する手続**管理事務代行契約**

管理事務代行会社の任命は、90日前までに書面で通知することにより終了することができ、一定の状況では直ちに終了することができます。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日前に書面で通知することにより終了します。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面により通知をすることにより終了します。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

各受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面により通知をすることにより終了します。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

議決権

各集会についての集会の場所、日時および集会で提案される決議案の条件を明記した7日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）の書面による通知は、受託会社により、各受益者に対して、送付されるものとします。集会の基準日は、集会通知に明記される日付から受託会社が決定する日数前の日とします。受益者に対する不慮の送付漏れまたは受益者による通知の受領漏れは、集会の議事を無効としないものとします。受託会社もしくは受託会社または管理会社の授権された役員は、集会に出席し、発言する権利を有するものとします。

いずれの集会においても、集会の議決に付される決議案は書面により行われる投票によって決定されるものとし、ファンドの純資産価額の50%超を合計で表章する受益証券の保有者により承

認められた場合、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。異なる運用通貨を有する発行済みの異なるクラスがある場合、各運用通貨は、当該クラスの受益証券の受益証券1口当たり受益証券価格を計算する際に適用されたものと同じ為替を利用して米ドルに換算されるものとします。集会日直前の評価日時点の受益証券1口当たり純資産価格は、投じられた票を計算する際に用いられるものとします。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、受益証券の当初募集の終了後、平成29年2月20日から開始される予定であり、ファンドは、現在、何ら資産を保有していません。最初の監査済財務書類は、平成29年9月30日に終了する期間について作成されます。

ファンドの会計監査は、KPMGのケイマン諸島事務所が行います。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2) 【損益計算書】

該当事項はありません。

(3) 【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島、KY1-1107、ジョージタウン、ドクター・ロイズ・ドライブ11、CIBCファイナンス・センター、私書箱694

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により、または当面の間ファンドについて発行済みの受益証券の純資産価格の10分の1以上を保有するとして登録されている受益者からの書面請求により招集が要請された場合、通知に定められる時期および場所にて受益者集会を招集するものとし、信託証書の別添の規定が当該集会に適用されるものとし、

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

以下に掲げる場合には、いずれのクラスの受益証券の保有分の一部についても、譲渡は登録されないものとし、

(a) 譲受人が被制限者である場合

(b) 結果的に、譲渡人または譲受人が当該クラスの最低保有口数を下回る受益証券を保有する者となる場合

(c) 譲受人が、当該時点で有効な、関連するもしくは該当する法域の法律条項、政府その他の要件もしくは規制または受託会社の方針を遵守するために受託会社が要求する情報および書類を受託会社に提供していない場合

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（平成28年10月31日現在）

資本金の額は887,160シンガポール・ドル（約6,681万円）です。

発行する株式の総数および発行済株式総数は、887,160株です。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

平成22年6月29日	388,984シンガポール・ドル
平成22年11月12日	517,815シンガポール・ドル
平成25年1月31日	701,640シンガポール・ドル
平成26年8月28日	887,160シンガポール・ドル

(2) 会社の機構

管理会社の定款に従って、管理会社の取締役は少なくとも1名であり、管理会社の株主総会決議によるまでは12名を超えることはありません。

各年の年次株主総会において、当分の間、取締役のうち三分の一の員数の取締役（その員数が三または三の倍数でない場合は三分の一に最も近い数とします。）は退任します。各年において退任する取締役は、最後の選任から最も長い期間その任にあった者としませんが、同日に選任された取締役が複数あった場合には、他の同意があった場合を除いては、多数決によりこれを決することとします。

退任した取締役が再任されることは妨げません。

取締役は、適宜、一またはそれ以上の員数の取締役を、一定の期間、業務執行取締役として選任することができ、その期間については、取締役が適切と考え、特定の場合に合意された期間に従うものとします。取締役は、この選任を取り消すこともできます。かかる選任を受けた取締役は、その任期中は、上記の退任規定に従う必要はなく、また取締役の退任の順位を決する場合にも含まれません。何らかの原因によって取締役を退任する場合には、当然のこととして退任となります。

管理会社の現在の取締役は以下の通りです。

氏名	役職	職務
ポール・キャスパート＝ブラウン	業務執行取締役	チーフ・リスク・オフィサー
マーク・ブマード	業務執行取締役	CEO
スタンレー・ハワード	業務執行取締役	会長

管理会社の取締役会は、管理会社の業務の監督に関してすべての権限を有しそれを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

信託証書に基づき、管理会社はファンドに関する管理者として行為をします。管理会社は、シンガポールで設立された非公開有限責任会社です。信託証書に基づき、管理会社は、ファンドの投資目的および戦略に従ったファンドの資産の投資および再投資について責任を負い、受益証券を発行する権限を有します。管理会社は、受託会社に対して90暦日前までに書面による事前通知を行うことにより、辞任することができます。かかる辞任は、後任の管理者が任命された場合に限り効力を生じるものとします。受託会社が、90暦日前までに書面による事前通知と共に解任通知を管理会社に送達した場合、管理会社は、後任の管理者に交代させられる、または信託証書における地位から

退くよう要求されることがあります（ただし、受益者決議による承認を得た範囲内に限りま
す。）。管理会社の解任は、後任の管理者が任命された場合に限り効力を生じるものとします。

信託証書は、信託証書に基づく管理会社の権限および職務の適切な遂行に関連し、またはその他
の理由によりトラストに関連し、管理会社が負ったまたは主張された一切の債務、義務、損失、損
害、請求、訴訟手続き、要求、罰金、訴訟、判決、経費または費用（管理会社側の不正行為、重大
な過失または故意の懈怠により生じたものを除きます。）について、管理会社を免責し、補償する
一定の権利を定めています。

平成28年10月31日現在、管理会社は、以下のとおりファンドの管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種別（基本的性格）	本数	純資産額の合計額 （通貨別）
ケイマン	エクイティ ロング・ショート	14	519百万米ドル
	グローバル・マクロ	2	24百万米ドル
	ファンド・オブ・ファンズ	1	3百万米ドル
シンガポール	不動産	1	132百万米ドル
	ベンチャーキャピタル	2	128百万米ドル
	アドバイザー	1	172百万米ドル
合 計		21	978百万米ドル

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近の事業年度の日本文の財務書類は、シンガポールにおける法令に準拠して作成
された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内
閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項た
だし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパースの
シンガポール事務所から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に
相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務
書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類はシンガポール・ドルで表示されています。日本文の財務書類に
は、円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年10月31日現在における株式
会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル=75.31円）で
換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

貸借対照表

2015年12月31日現在

	注記	2015年		2014年	
		シンガポール ドル	円	シンガポール ドル	円
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物	8	1,028,140	77,429,223	327,602	24,671,707
売掛金及びその他の債権	9	6,812,234	513,029,343	2,046,393	154,113,857
その他の流動資産	10	171,962	12,950,458	136,675	10,292,994
		8,012,336	603,409,024	2,510,670	189,078,558
非流動資産					
有形固定資産	11	95,640	7,202,648	91,918	6,922,345
		8,107,976	610,611,673	2,602,588	196,000,902
負債					
流動負債					
買掛金及びその他の債務	12	7,068,767	532,348,843	2,028,968	152,801,580
		7,068,767	532,348,843	2,028,968	152,801,580
純資産					
		1,039,209	78,262,830	573,620	43,199,322
資本					
資本金	13	887,160	66,812,020	887,160	66,812,020
留保利益/(累積損失)		152,049	11,450,810	(313,540)	(23,612,697)
		1,039,209	78,262,830	573,620	43,199,322

添付の注記は当財務書類と不可分である。

(2) 【損益計算書】

包括利益計算書

2015年12月31日終了会計年度

	注記	2015年		2014年	
		シンガポール ドル	円	シンガポール ドル	円
管理報酬		6,560,660	494,083,305	4,146,456	312,269,601
成功報酬		5,896,994	444,102,618	2,172,005	163,573,697
		-	-	-	-
控除：投資顧問報酬		-	-	-	-
		12,457,654	938,185,923	6,318,461	475,843,298
		(840,730)	(63,315,376)	(1,325,881)	(99,852,098)
		11,616,924	874,870,546	4,992,580	375,991,200
その他の収入	3	336,728	25,358,986	224,997	16,944,524
その他の収益 / (損失)	4	126,215	9,505,252	(27,574)	(2,076,598)
費用					
- 従業員報酬	5	(10,243,279)	(771,421,341)	(4,150,706)	(312,589,669)
- 減価償却費	11	(54,929)	(4,136,703)	(44,571)	(3,356,642)
- その他の営業費用	6	(1,316,070)	(99,113,232)	(998,160)	(75,171,430)
税引前利益 / (損失)		465,589	35,063,508	(3,434)	(258,615)
法人所得税	7	-	-	-	-
税引後利益 / (損失)		465,589	35,063,508	(3,434)	(258,615)
その他の包括利益		-	-	-	-
包括利益合計		465,589	35,063,508	(3,434)	(258,615)

添付の注記は当財務書類と不可分である。

持分変動計算書

2015年12月31日終了会計年度

	資本金		(累積損失)		資本合計	
	シンガポール ドル	円	シンガポール ドル	円	シンガポール ドル	円
2015年						
会計年度期首	887,160	66,812,020	(313,540)	(23,612,697)	573,620	43,199,322
包括利益合計	-	-	465,589	35,063,508	465,589	35,063,508
会計年度期末	887,160	66,812,020	152,049	11,450,810	1,039,209	78,262,830
2014年						
会計年度期首	701,640	52,840,508	(310,106)	(23,354,083)	391,534	29,486,426
包括利益合計	-	-	(3,434)	(258,615)	(3,434)	(258,615)
株式の発行	185,520	13,971,511	-	-	185,520	13,971,511
会計年度期末	887,160	66,812,020	(313,540)	(23,612,697)	573,620	43,199,322

添付の注記は当財務書類と不可分である。

キャッシュフロー計算書

2015年12月31日終了会計年度

	注記	2015年		2014年	
		シンガポール ドル	円	シンガポール ドル	円
営業活動によるキャッシュフロー					
税引後利益/(損失)		465,589	35,063,508	(3,434)	(258,615)
調整:					
- 減価償却費		54,929	4,136,703	44,571	3,356,642

- 受取利息		(3)	(226)	-	-
		520,515	39,199,985	41,137	3,098,027
運転資金の変動額:					
- 売掛金及びその他の債権		(4,765,841)	(358,915,486)	2,298,254	173,081,509
- その他の流動資産		(35,287)	(2,657,464)	(22,551)	(1,698,316)
- 買掛金及びその他の債務		5,039,799	379,547,263	(2,260,146)	(170,211,595)
営業により生み出されたキャッシュ		759,186	57,174,298	56,694	4,269,625
法人所得税	7	-	-	-	-
営業活動により生み出された純キャッシュ		759,186	57,174,298	56,694	4,269,625
投資活動によるキャッシュフロー					
有形固定資産の追加	11	(58,651)	(4,417,007)	(72,719)	(5,476,468)
受取利息		3	226	-	-
投資活動により使用された純キャッシュ		(58,648)	(4,416,781)	(72,719)	(5,476,468)
財務活動によるキャッシュフロー					
株式発行による受取代金	13	-	-	185,520	13,971,511
財務活動により生み出された純キャッシュ		-	-	185,520	13,971,511
現金及び現金同等物の純増額		700,538	52,757,517	169,495	12,764,668
現金及び現金同等物の期首残高		327,602	24,671,707	158,107	11,907,038
現金及び現金同等物の期末残高	8	1,028,140	77,429,223	327,602	24,671,707

添付の注記は当財務書類と不可分である。

財務書類の注記

2015年12月31日終了会計年度

これらの注記は財務書類の不可分の一部を構成し、財務書類と併せて読むべきものである。

1. 概説

当社はシンガポールで設立され、シンガポールを本籍地とする。登記簿上の事務所の住所は、シンガポール187966、ウォーターレー・ストリート192、スカイラインビルディング #05-01である。

当会社の主な活動は、ファンドの運用である。

2014年3月12日、当会社はシンガポール金融庁より、資本市場サービス・ライセンス（CMSライセンス）を受領した。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

本財務書類はシンガポール財務報告基準（以下「FRS」という）に準拠し、以下の会計方針で開示される場合を除き、取得原価主義で作成されている。

FRSに準拠して本財務書類を作成するにあたり、経営陣は当会社の会計方針を適用する過程において判断を行う必要がある。また、特定の重要な会計上の見積りおよび会計上の仮定を用いる必要もある。高度の判断または複雑性が関与する分野、あるいは財務書類に対する重要な仮定および見積りが行われた分野はない。

2015年以降に効力を発する解釈指針および公表された基準に対する修正

2015年1月1日、当会社は当会計年度に強制適用が義務付けられている新規または修正FRSおよびFRSの解釈指針（以下「INT FRS」という）を採用した。当会社の会計方針の変更は、各FRSおよびINT FRSの経過規定に従って規定通りに実施された。

これらの新規または修正されたFRSおよびINT FRSの採用が、当会社の会計方針に重要な変更をもたらすことはなく、現在または以前の会計年度に報告された金額に重大な影響を与えなかった：

2.2 収益の認識

管理報酬とコンサルティング報酬の収益は、そのサービスが提供される期間に対して認識される。管理報酬は、運用されるファンドの純資産総額に基づき、予め定められた料率で計算される。

成功報酬は支払いを受領する権利が確定された時点で認識される。

受取利息は実効金利法を用いて認識される。

2.3 従業員報酬

(a) 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る当会社が負担する費用は、拠出の支払期日が到来した時点で従業員報酬として認識される。

(b) 従業員の有給休暇受給資格

従業員の年次有給休暇受給資格は、従業員がその資格を得た時点で認識される。貸借対照表日までに従業員によって提供されるサービスの結果として生じる年次有給休暇に対する見積もり負債額に対して、引当金が計上される。

2.4 オペレーティング・リース支払額

オペレーティング・リース取引の下での支払額(貸手から受取るインセンティブ総額との純額)は、リース期間を通して定額法で損益に認識される。

偶発リース料は発生時に費用として損益に認識される。

2.5 法人所得税

当期の法人所得税は、貸借対照表日までに制定され、または実質的に制定された税率と税法を使用し、税務当局に支払われるかあるいは還付される予定額で認識される。

繰延所得税は、取引時点で会計または課税対象利益のいずれにも影響を及ぼさない資産または負債の最初の認識から生じる繰延所得税を除いて、全て一時的な差異に対して認識される。

当期法人所得税および繰延所得税は、貸借対照表日までに制定または実質的に制定されている税率および税法により測定され、自己資本において直接認識される取引から生じる税金を除いて、損益において収益または費用と認識される。

2.6 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却累計額と減損損失累計額控除後の取得原価で認識される。

すでに認識された有形固定資産に関する事後の支出は、当該資産の項目と関連した将来の経済的メリットが当社のものになる可能性があり、かつ当該項目の取得原価が確実に測定されることができる場合に限り、当該資産の帳簿価額に加えられる。

減価償却費は、それらの予測耐用年数にわたり償却可能額を配分するために、定額法を用いて計算される。予測耐用年数は次の通りである：

	<u>耐用年数</u>
コンピューター	3年
什器および備品	3年
オフィス機器	3年
	3年

有形固定資産の残存価値、予測耐用年数、および減価償却方法は、各貸借対照表日に必要に応じて見直され、調整される。変化が生じた場合、修正の影響は損益勘定において認識される。

2.7 非金融資産の減損

有形固定資産は、これらの資産が減損処理される可能性を示す客観的証拠または兆候がある場合はいつでも減損処理のために評価される。

その資産の回収可能額が帳簿価額より少ないと見積もられた場合は、その資産の帳簿価額はその回収可能額まで減額される。帳簿価額および回収可能額との差額は、損益勘定において減損損失として認識される。

最終の減損損失が認識されて以降、資産の回収可能額を決定するために用いられた見積りに変化があった場合、及びその場合に限り、資産の減損損失は戻入れられる。この資産の帳簿価額は修正された回収可能額にまで増額される。ただし、この金額は、以前の年度において資産に対して減損損失が認識されていなかったと仮定した場合に決定されていたと考えられる帳簿価額（減価償却累計額の純額）を超えないものとする。資産の減損損失の戻入れは損益勘定において認識される。

2.8 貸付金および未収金

現金及び現金同等物

売掛金及びその他の債権

現金及び現金同等物ならびに売掛金及びその他の債権は、当初、公正価値に取引費用を加えたもので認識され、その後は、実効金利法を使用して減損損失累計額控除後の償却原価で計上される。

当社は各貸借対照表日にこれらの金融資産が減損したという客観的証拠があるか否かを評価し、そのような証拠が存在する場合には減損に対する引当金を計上する。債務者の重大な財政難や、債務者が破産・債務不履行に陥る可能性、または支払いの重大な遅延は、これらの金融資産が減損処理される客観的証拠である。

これらの資産の帳簿価額は、帳簿価額と、当初の実効金利で割引かれる将来キャッシュフローの現在価値との差額として計算される減損損失引当金勘定を使用することにより減額される。

これらの資産は、貸借対照表日の12か月後以降に実現されると予想される資産を除いて、流動資産として表示される。除外される資産は非流動資産として表示される。

2.9 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、会計年度末前に当会社に提供された商品やサービスに対する未払いの債務を示している。支払期限が1年以内に到来する場合（または、1年以上であっても事業の正常な営業サイクル内で取引される場合）は、それらは流動負債として分類される。そうでない場合、それらは非流動負債として表示される。

買掛金及びその他の債務は当初、公正価値で認識され、その後は実効金利法を使用し、償却原価で計上される。

2.10 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書に表示のため、現金及び現金同等物には、手元現金が金融機関の預金など価格変動のリスクがほとんどないものが含まれる。

2.11 外貨換算

本財務書類はシンガポールドルによって表示される。それは当会社の機能通貨である。

シンガポールドル以外の通貨（以下「外貨」という）での取引は、取引日の実勢為替レートを用いてシンガポールドルに換算される。このような取引の決済から生じる為替差損益、および貸借対照表日の最終為替レートで換算される外貨建ての金融資産と負債から生じる為替差損益については損益で認識される。

2.12 資本金

普通株式は資本に分類される。普通株式の新規発行に直接起因する増分コストは、資本勘定から控除される。

2.13 ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務のみに関連し、その他の事業活動は契約上の取り決め等の方法によって方向づけられる場合などのように、議決権やそれに類似する権利が、事業体の支配に対して絶対的な要因とならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは多くの場合、以下のような特徴や特性の一部またはそのすべてを有している。(a)事業活動が制限されている、(b)ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクとリターンを投資家に受け渡すことによって投資家に投資機会を与えることなど、限定的に定義された目的を持っている、(c)ストラクチャード・エンティティが、従属する財政支援なしでその事業活動の資金繰りをするには、資本が不十分である、(d)信用リスクやその他リスクを集合的に創り出す複数の契約上関連付けられた金融商品という形で投資家に対して発行し、資金繰りを行っている。

(i) 当会社によって運用されているファンドへの関与

当会社は、当会社が運用するファンドについて、当会社がそれらのファンドの資産運用および当会社がそれらのファンドの投資および運営の決定に参加することを許可するファンドとのその他の契約を通じてファンドに影響力を及ぼすことから、ストラクチャード・エンティティであると決定した。これらのファンドへの当会社の関与には、ファンドから得る管理報酬および成功報酬とともに、もしあれば、当会社が保有する持分権も含まれる。

3. その他の収入

	2015年	2014年
	シンガポールドル	シンガポールドル
受取利息	3	-
その他	336,725	224,997
	<u>336,728</u>	<u>224,997</u>

4. その他の利益 / (損失)

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
純為替差益 / (差損)	126,215	27,574

5. 従業員報酬

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
賃金及び給与	10,124,306	4,046,070
確定拠出制度に対する雇用者拠出金	100,623	97,920
その他の福利厚生	18,350	6,716
	10,243,279	4,150,706

6. その他の営業費用

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
オペレーティング・リースに係る賃料	391,949	323,124
専門家報酬	88,106	247,233
旅費及び交際費	264,243	44,456
コンピューター維持管理費	62,893	72,631
データ購読費用	179,080	117,302
事務所保険料	24,168	16,960
その他の費用	305,631	176,454
	1,316,070	998,160

7. 法人所得税

法人所得税

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
税引前利益 / (損失)	465,589	(3,434)
税率17%にて計算 (2014年: 17%)	79,150	(584)
税効果:		
- 税務上損金算入できない費用	11,386	8,797
- 税制優遇措置	-	(3,350)

- 課税対象となっていない収入	(21,425)	-
- P I Cスキーム(生産性・技術革新控除スキーム)	(25,569)	-
- 資本的支出控除の使用	(22,525)	-
- 繰越損失の使用	(21,017)	-
- 認識されていない繰延税金資産	-	(4,863)
税金費用	-	-

繰延税金資産は、将来の課税対象利益に関連したタックス・ベネフィットの実現が可能な範囲内まで繰り越される税金費用、および将来の減算一時差異に対して認識される。貸借対照表日現在、当会社には167,711シンガポールドル(2014年:261,440シンガポールドル)の未認識の税金費用、および32,574シンガポールドル(2014年:113,905シンガポールドル)の減算一時差異がある。これらを繰り越し、特定の法的要件を満たした将来の課税対象所得と相殺することが可能である。2015年および2014年12月31日現在、回復可能性の不確実性により、繰延税金資産は認識されていない。税金費用および減算一時差異に有効期限はない。

8. 現金および現金同等物

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
銀行預金	1,027,840	327,302
手元現金	300	300
	1,028,140	327,602

9. 売掛金およびその他の債権

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
売掛金 - 非関連当事者	6,812,234	2,022,878
中間持株会社に対する売掛金	-	23,515
	6,812,234	2,046,393

10. その他の流動資産

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
預金	120,558	86,243
前払金	51,404	50,432
	171,962	136,675

11. 有形固定資産

	コンピューター	什器および備品	オフィス機器	リフォーム	合計
	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル
2015年					
<u>取得原価</u>					
会計年度期首	137,989	54,771	66,105	65,071	323,936
追加	32,658	8,848	2,346	14,799	58,651
会計年度期末	170,647	63,619	68,451	79,870	382,587
<u>累積減価償却費</u>					
会計年度期首	87,855	44,052	46,152	53,959	232,018
減価償却費	31,727	8,386	9,255	5,561	54,929
会計年度期末	119,582	52,438	55,407	59,520	286,947
期末正味帳簿価額	51,065	11,181	13,044	20,350	95,640
2014年					
<u>取得原価</u>					
会計年度期首	100,421	50,771	47,454	52,571	251,217
追加	37,568	4,000	18,651	12,500	72,719
会計年度期末	137,989	54,771	66,105	65,071	323,936
<u>累積減価償却費</u>					
会計年度期首	60,391	36,611	39,383	51,062	187,447
減価償却費	27,464	7,441	6,769	2,897	44,571
会計年度期末	87,855	44,052	46,152	53,959	232,018
期末正味帳簿価額	50,134	10,719	19,953	11,112	91,918

12. 買掛金およびその他の債務

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
買掛金 - 非関連当事者	250,375	385,427
未払営業費用	6,807,652	1,632,801
未使用有給休暇引当金	10,740	10,740
	7,068,767	2,028,968

13. 資本金

当会社の資本金は、無額面の普通株式887,160株（2014年：887,160株）の全額払込により構成されており、その総額は887,160シンガポールドル（2014年：887,160シンガポールドル）である。

14. リース契約

オペレーティング・リース契約 - 当会社はリースの借手

当会社は解約不能なオペレーティング・リース契約の下で事務所をリースしている。リース契約には、変更条項、エスカレーション条項、および更新の権利が盛り込まれている。

貸借対照表日現在、負債としては認識されていないが、解約不能なオペレーティング・リース契約の下で、将来のリース債務の最低価額は次の通りである：

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
1年未満	510,102	326,396
1年～5年	340,068	543,993
	<u>850,170</u>	<u>870,389</u>

15. 金融リスク管理

金融リスク要因

当会社の活動は様々な金融リスクに晒されている：市場リスク（為替変動リスク及び金利変動リスクなど）、信用リスクおよび流動性リスク。

取締役会は、当会社の金融リスク管理の目的および基本原則を策定する責任を負っている。

財務担当職員は、設定された限度に対する実際のエクスポージャーを測定し、経営陣と取締役会がレビューするために定期的なレポートを作成する。以下に示された情報は、経営陣が受け取った情報に基づいている。

(a) 市場リスク

() 為替変動リスク

当会社の事業は米ドル（「USD」）および日本円（「JPY」）のリスクに晒される。為替変動リスクへのエクスポージャーは、ネット・エクスポージャーが容認できる水準にあることを確保するために、継続的に監視される。当会社はヘッジまたは売買目的でデリバティブの為替契約を行っていない。

以下の表は、シンガポールドル、米ドル、および日本円建ての当会社の金融資産および金融負債の概要である：

	シンガポール ドル建て シンガポール ドル	米ドル建て シンガポール ドル	日本円建て シンガポール ドル	合計 シンガポール ドル
2015年12月31日現在				
金融資産				
現金及び現金同等物	714,628	164,619	148,893	1,028,140
売掛金及びその他の債権	-	2,836,052	3,976,182	6,812,234
預金	120,558	-	-	120,558
	835,186	3,000,671	4,125,075	7,960,932
金融負債				
買掛金及びその他の債務	(6,808,716)	(249,311)	-	(7,058,027)
ネット為替エクスポージャー	(5,973,530)	2,751,360	4,125,075	902,905

	シンガポール ドル建て シンガポール ドル	米ドル建て シンガポール ドル	日本円建て シンガポール ドル	合計 シンガポール ドル
2014年12月31日現在				
金融資産				
現金及び現金同等物	221,473	99,572	6,557	327,602
売掛金及びその他の債権	-	945,607	1,100,786	2,046,393
預金	86,243	-	-	86,243
	307,716	1,045,179	1,107,343	2,460,238
金融負債				
買掛金及びその他の債務	(1,637,197)	(379,874)	(1,157)	(2,018,228)
ネット為替エクスポージャー	(1,329,481)	665,305	1,106,186	442,010

2015年12月31日現在、税率などその他全ての変数を一定として、米ドルがシンガポールドルに対して4%(2014年:4%)上昇/下落していた場合、当該会計年度の税引後利益は、米ドル建て金融商品の為替差損益の結果として、110,054シンガポールドル(2013年:26,612シンガポールドル)増加/減少していたと考えられる。

税率などその他全ての変数を一定として、日本円がシンガポールドルに対して1.50%(2014年:8%)上昇/下落していた場合、当該会計年度の税引後利益は、日本円建て金融商品の為替差損益の結果として、61,876シンガポールドル(2014年:88,495シンガポールドル)増加/減少していたと考えられる。

()金利変動リスク

当社は、金利変動リスクに晒される重要な金融資産または金融負債を保有していない。

(b)信用リスク

当社は、適切な信用状況および信用履歴を有する顧客のみと取引を行い、信用リスクを軽減するため必要に応じて十分な安全性を確保する方針を採用している。当社はその他の金融資産について高い信用格付を有する金融機関やその他のカウンターパーティと取引を行う方針を採用している。

金融資産の各クラスの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、貸借対照表上に表示されている金融商品における当該クラスの帳簿価額である。当社の主な金融資産のクラスは、銀行預金や売掛金およびその他の債権であり、これらは延滞も減損もない。

(c)流動性リスク

流動性リスクとは、当社が金融負債の支払い期限を迎えた時にそうした債務を履行することが困難な状況に陥るリスクをいう。

当社は、十分な現金を維持し、必要な場合には株主を通じて入手可能な資金を調達することにより流動性リスクを管理している。

以下の表では、当社の非デリバティブ金融負債を貸借対照表日から契約上の支払日までの残存期間に基づき満期別にグループ分けして分析している。表において開示されている金額は、契約上の割引前キャッシュフローである。

	1年未満 シンガポールドル	1年～2年 シンガポールドル	2年～5年 シンガポールドル
2015年12月31日現在			
買掛金及びその他の債務	7,058,027	-	-
2014年12月31日現在			
買掛金及びその他の債務	2,018,228	-	-

(d)資本リスク

当社は、会社が継続事業体として事業を続けることができるようにするため資本を管理する一方で、資本構造の最適化を通じて株主へのリターンを最大化するように努めている。

経営陣は、シンガポールの証券先物法の下での規制（ビジネスのライセンスおよび規範に関する規制）によって必要とされる最低資本金に基づく資本を監視する。当社は、2015年12月31日終了会計年度において、全ての規制上の資本要件に準拠している。

(e)公正価値の見積り

以下の表は、公正価値で測定され、以下のような公正価値測定ヒエラルキーのレベルにより分類された資産および負債を示している：

- (a) 活発な市場における、同様の資産または負債の（未調整）取引価格（レベル1）；
- (b) 資産または負債について、直接的（価格）あるいは間接的（価格から予測）に観察可能なインプットで、レベル1に含まれる取引価格以外のもの（レベル2）；および
- (c) 観察可能な市場データに基づかない、資産または負債のインプット（観察不能なインプット）（レベル3）

2015年および2014年12月31日現在、当社は、公正価値で測定される金融商品を保有していない。

レベル1として分類される現金および現金同等物を除き、2015年および2014年12月31日に公正価値で測定されない当社の金融資産及び金融負債はレベル2に分類されている。その中には、売掛金及びその他の債権や、預金、買掛金及びその他の債務が含まれる。これらの金融資産と金融負債は償却原価で計上され、それらの帳簿価額は貸借対照表日時点の公正価値に近似する。

貸付金および未収金ならびに償却原価による金融負債の帳簿価額の合計は以下の通りである：

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
貸付金および未収金	7,960,932	2,460,238
償却原価による金融負債	7,058,027	2,018,228

16. 中間持株会社および究極持株会社

当社の中間持株会社および究極持株会社は、ケイマン諸島に設立されたゴードリアン・キャピタル・リミテッドである。

17. 関連当事者取引

財務書類の他の部分に開示されている情報に加え、当社と関連当事者との間で合意された条件で、当社と関連当事者の間で以下の取引が行われた。

(a) 収入

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
持株会社からの管理報酬	19,555	48,509
持株会社からの成功報酬	-	9,626

貸借対照表日の関連当事者者との取引残高は無担保であり、貸借対照表日から12か月以内の未収金となっており、注記9に開示されている。

(b) 経営幹部の報酬

	2015年 シンガポールドル	2014年 シンガポールドル
取締役の報酬、賞与及び各種手当	534,600	523,600

当社は、顧客のために資産を運用するという主要な活動から生じる契約上の取り決めの結果として、ストラクチャード・エンティティに関与している。これらのストラクチャード・エンティティには、企業や信託として設立される様々な投資ビークルが含まれる場合がある。これらの投資ビークルは、オンショアおよびオフショアの司法管轄地域に設立されるか、または本籍地を置く場合がある。

18. ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティは、投資家が提供する資金により資金調達される。ストラクチャード・エンティティには、当会社所有のファンドの株式持分を保有する当会社が含まれる場合がある。

当社は一般的な管理報酬をストラクチャード・エンティティから受け取る。この管理報酬は通常、関連する純資産価額のパーセンテージに基づいている、また、契約上の合意がある場合には、合意したベンチマークに関連するリターンアウトパフォーマンスに基づく成功報酬を受け取る。ストラクチャード・エンティティの目的は、キャピタル・ゲインおよび（または）投資インカムを生み出すことである。

会計報告期間末現在、当会社は下記のストラクチャード・エンティティに関与しており、このことは、投資家のために資産運用を行うという主要活動から生じている。

会計報告期間末現在、当会社のストラクチャード・エンティティへの関与および損失に対する最大エクスポージャーは以下の通りである：

ファンド	運用資産残高 (米ドル)	未収管理報酬 (米ドル)	未収成功報酬 (米ドル)
Absolute Premier SPC, Absolute Macro SP	10,351,308	15,999	-
Alltus Global Japan Fund	29,820,978	20,988	-
Amber Japan Fund	76,724,667	132,026	970,218
Carnico Japan Fund	4,864,350	4,000	-
Choi Falcon Asia Fund	5,816,283	8,411	78,859
Grid Japan Fund	5,014,068	4,405	-
Hibiki Fund	3,348,629	10,795	-

Japan Pure Alpha Fund	18,433,616	32,048	346,645
Kelly Investment Fund	25,128,735	38,676	-
OK Fund	5,303,515	5,523	-
Shin-ka Fund	25,632,579	15,551	2,433
Solidus Asian Long Short Fund	2,236,179	5,486	25,826
Start 22 Fund	39,593,036	31,792	56,434
The Tidal Fund	4,736,741	5,733	-
Blue Chandra Pte Ltd	120,808,594	-	-
Qualgro Pte Ltd	51,000,000	-	-
Beenext Pte Ltd	43,000,000	-	-
	471,813,278	331,433	1,480,415

19. 新規の会計基準または既存の基準に対する修正および解釈指針

当社は、発行されているが当社の2016年1月1日以降に開始する会計期間に対してのみ発効する強制適用基準、既存の基準に対する修正および解釈指針の早期適用は行わなかった。しかしながら、経営陣は、これらの基準、修正および解釈指針の採用が、最初に適用する会計期間において、当社の財務書類に重大な影響を与えることはないと予想している。

20. 財務書類の承認

ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドの取締役会の決議に従い、2016年5月24日にこれらの財務書類の発行が承認された。

[次へ](#)

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**BALANCE SHEET***As at 31 December 2015*

	Note	2015 \$	2014 \$
ASSETS			
Current assets			
Cash and cash equivalents	8	1,028,140	327,602
Trade and other receivables	9	6,812,234	2,046,393
Other current assets	10	171,962	136,675
		<u>8,012,336</u>	<u>2,510,670</u>
Non-current assets			
Property, plant and equipment	11	95,640	91,918
Total assets		<u>8,107,976</u>	<u>2,602,588</u>
LIABILITIES			
Current liabilities			
Trade and other payables	12	7,068,767	2,028,968
Total liabilities		<u>7,068,767</u>	<u>2,028,968</u>
NET ASSETS		<u>1,039,209</u>	<u>573,620</u>
EQUITY			
Share capital	13	887,160	887,160
Retained profits/(Accumulated losses)		152,049	(313,540)
Total equity		<u>1,039,209</u>	<u>573,620</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the financial year ended 31 December 2015

	Note	2015 \$	2014 \$
Management fees		6,560,660	4,146,456
Performance fees		5,896,994	2,172,005
		<u>12,457,654</u>	<u>6,318,461</u>
Less: Advisory fees		(840,730)	(1,325,881)
		<u>11,616,924</u>	<u>4,992,580</u>
Other income	3	336,728	224,997
Other gains/(losses)	4	126,215	(27,574)
Expenses			
- Employee compensation	5	(10,243,279)	(4,150,706)
- Depreciation expense	11	(54,929)	(44,571)
- Other operating expenses	6	(1,316,070)	(998,160)
		<u>465,589</u>	<u>(3,434)</u>
Profit/ (Loss) before income tax			
Income tax expense	7	-	-
		<u>465,589</u>	<u>(3,434)</u>
Profit/ (Loss) after tax			
Other comprehensive income		-	-
		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income		<u>465,589</u>	<u>(3,434)</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the financial year ended 31 December 2015

	<u>Share capital</u> \$	<u>Retained profits/ (Accumulated losses)</u> \$	<u>Total equity</u> \$
2015			
Beginning of financial year	887,160	(313,540)	573,620
Total comprehensive income	-	465,589	465,589
End of financial year	887,160	152,049	1,039,209
2014			
Beginning of financial year	701,640	(310,106)	391,534
Total comprehensive income	-	(3,434)	(3,434)
Issuance of shares	185,520	-	185,520
End of financial year	887,160	(313,540)	573,620

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 31 December 2015

	Note	2015 \$	2014 \$
Cash flows from operating activities			
Profit/(Loss) after tax		465,589	(3,434)
Adjustments for:			
- Depreciation		54,929	44,571
- Interest income		(3)	-
		<u>520,515</u>	<u>41,137</u>
Change in working capital:			
- Trade and other receivables		(4,765,841)	2,298,254
- Other current assets		(35,287)	(22,551)
- Trade and other payables		5,039,799	(2,260,146)
Cash generated from operations		<u>759,186</u>	<u>56,694</u>
Income tax paid	7	-	-
Net cash provided by operating activities		<u>759,186</u>	<u>56,694</u>
Cash flows from investing activities			
Additions to property, plant and equipment	11	(58,651)	(72,719)
Interest received		3	-
Net cash used in investing activities		<u>(58,648)</u>	<u>(72,719)</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from issuance of share capital	13	-	185,520
Net cash provided by financing activities		<u>-</u>	<u>185,520</u>
Net increase in cash and cash equivalents		700,538	169,495
Cash and cash equivalents at beginning of financial year		327,602	158,107
Cash and cash equivalents at end of financial year	8	<u>1,028,140</u>	<u>327,602</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. General information

The Company is incorporated and domiciled in Singapore. The address of its registered office is 192 Waterloo Street, #05-01 Skyline Building, Singapore 187966.

The principal activity of the Company is that of fund management.

On 12 March 2014, the Company received its Capital Markets Services License from the Monetary Authority of Singapore ("MAS").

2. Significant accounting policies**2.1 Basis of preparation**

The financial statements have been prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards ("FRS"), under the historical cost convention, except as disclosed in the accounting policies below.

The preparation of these financial statements in conformity with FRS requires management to exercise its judgement in the process of applying the Company's accounting policies. It also requires the use of certain critical accounting estimates and assumptions. There are no areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where estimates and assumptions are significant to the financial statements.

Interpretations and amendments to published standards effective in 2015

On 1 January 2015, the Company adopted the new or amended FRS and Interpretations to FRS ("INT FRS") that are mandatory for application for the financial year. Changes to the Company's accounting policies have been made as required, in accordance with the transitional provisions in the respective FRS and INT FRS.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

2. Significant accounting policies (continued)**2.1 Basis of preparation (continued)**

The adoption of these new or amended FRS and INT FRS did not result in substantial changes to the Company's accounting policies and had no material effect on the amounts reported for the current or prior financial years.

2.2 Revenue recognition

Management fee and consulting fee income are recognised over the period in which the services are rendered. Management fees are calculated at predetermined rates based upon the net asset values of the funds managed.

Performance fees are recognised when the right to receive payment is established.

Interest income is recognised using the effective interest method.

2.3 Employee compensation*(a) Defined contribution plans*

The Company's contributions to defined contribution plans are recognised as employee compensation expense when the contributions are due.

(b) Employee leave entitlement

Employee entitlements to annual leave are recognised when they accrue to employees. A provision is made for the estimated liability for annual leave as a result of services rendered by employees up to the balance sheet date.

2.4 Operating lease payments

Payments made under operating leases (net of any incentives received from the lessors) are recognised in profit or loss on a straight-line basis over the period of the lease.

Contingent rents are recognised as an expense in profit or loss when incurred.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

2.5 Income taxes

Current income tax is recognised at the amount expected to be paid to or recovered from the tax authorities, using the tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

Deferred income tax is recognised for all temporary differences except when the deferred income tax arises from the initial recognition of an asset or liability that affects neither accounting nor taxable profit or loss at the time of the transaction.

Current and deferred income tax is measured using the tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date, and are recognised as income or expenses in profit or loss, except to the extent that the tax arises from a transaction which is recognised directly in equity.

2.6 Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are recognised at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment losses.

Subsequent expenditure relating to property, plant and equipment that has already been recognised is added to the carrying amount of the asset only when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company and the cost of the item can be measured reliably.

Depreciation is calculated using the straight-line method to allocate depreciable amounts over their estimated useful lives. The estimated useful lives are as follows:

	<u>Useful lives</u>
Computers	3 years
Furniture and fittings	3 years
Office equipment	3 years
Renovation	3 years

The residual values, estimated useful lives and depreciation method of property, plant and equipment are reviewed, and adjusted as appropriate, at each balance sheet date. The effects of any revision are recognised in profit or loss when the changes arise.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

2. Significant accounting policies (continued)**2.7 Impairment of non-financial assets**

Property, plant and equipment are tested for impairment whenever there is any objective evidence or indication that these assets may be impaired.

If the recoverable amount of the asset is estimated to be less than its carrying amount, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount. The difference between the carrying amount and recoverable amount is recognised as an impairment loss in profit or loss.

An impairment loss for an asset is reversed if, and only if, there has been a change in the estimates used to determine the asset's recoverable amount since the last impairment loss was recognised. The carrying amount of this asset is increased to its revised recoverable amount, provided that this amount does not exceed the carrying amount that would have been determined (net of accumulated depreciation) had no impairment loss been recognised for the asset in prior years. A reversal of impairment loss for an asset is recognised in profit or loss.

2.8 Loans and receivables

Cash and cash equivalents
Trade and other receivables

Cash and cash equivalents and trade and other receivables are initially recognised at their fair values plus transaction costs and subsequently carried at amortised cost using the effective interest method, less accumulated impairment losses.

The Company assesses at each balance sheet date whether there is objective evidence that these financial assets are impaired and recognises an allowance for impairment when such evidence exists. Significant financial difficulties of the debtor, probability that the debtor will enter bankruptcy and default or significant delay in payments are objective evidence that these financial assets are impaired.

The carrying amount of these assets is reduced through the use of an impairment allowance account which is calculated as the difference between the carrying amount and the present value of estimated future cash flows, discounted at the original effective interest rate.

These assets are presented as current assets except for those that are expected to be realised later than 12 months after the balance sheet date, which are presented as non-current assets.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

2. Significant accounting policies (continued)**2.9 Trade and other payables**

Trade and other payables represent liabilities for goods and services provided to the Company prior to the end of financial year which are unpaid. They are classified as current liabilities if payment is due within one year or less (or in the normal operating cycle of the business, if longer). Otherwise, they are presented as non-current liabilities.

Trade and other payables are initially recognised at fair value, and subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

2.10 Cash and cash equivalents

For the purpose of presentation in the statement of cash flows, cash and cash equivalents include cash on hand, deposits with financial institutions which are subject to an insignificant risk of change in value.

2.11 Currency translation

The financial statements are presented in Singapore Dollar, which is the functional currency of the Company.

Transactions in a currency other than Singapore Dollar ("foreign currency") are translated into Singapore Dollar using the exchange rates at the dates of the transactions. Currency exchange differences resulting from the settlement of such transactions and from the translation of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the closing rates at the balance sheet date are recognised in profit or loss.

2.12 Share capital

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of new ordinary shares are deducted against the share capital account.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

2. Significant accounting policies (continued)

2.13 Structured entities

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes: (a) restricted activities; (b) a narrow and well defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors; (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support; and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks.

(i) Interest in funds managed by Company

The Company has determined that the funds that it manages are structured entities, as a result of the power conveyed through their investment management and other agreements with the funds which permit the Company to participate in their investing and operating decisions. The Company's interests in these funds include the management and performance fees that it earns from them, together with ownership interests that it holds, if any.

3. Other income

	2015	2014
	\$	\$
Interest income	3	-
Others	336,725	224,997
	<u>336,728</u>	<u>224,997</u>

4. Other gains/(losses)

	2015	2014
	\$	\$
Net currency exchange gains/(losses)	<u>126,215</u>	<u>(27,574)</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

5. Employee compensation

	2015 \$	2014 \$
Wages and salaries	10,124,306	4,046,070
Employer's contribution to defined contribution plans	100,623	97,920
Other benefits	18,350	6,716
	<u>10,243,279</u>	<u>4,150,706</u>

6. Other operating expenses

	2015 \$	2014 \$
Rental on operating leases	391,949	323,124
Professional fees	88,106	247,233
Travelling and entertainment expenses	264,243	44,456
Computer support and maintenance	62,893	72,631
Data subscription expenses	179,080	117,302
Office insurance	24,168	16,960
Other expenses	305,631	176,454
	<u>1,316,070</u>	<u>998,160</u>

7. Income taxes

Income tax expense

	2015 \$	2014 \$
Profit/(Loss) before tax	<u>465,589</u>	<u>(3,434)</u>
Tax calculated at tax rate of 17% (2014: 17%)	79,150	(584)
Effects of:		
- expenses not deductible for tax purposes	11,386	8,797
- tax incentives	-	(3,350)
- income not subject to tax	(21,425)	-
- productivity and innovation credit scheme	(25,569)	-
- utilisation of capital allowances	(22,525)	-
- utilisation of loss b/f	(21,017)	-
- deferred tax assets not recognised	-	(4,863)
Tax charge	<u>-</u>	<u>-</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

7. Income taxes (continued)

Income tax expense (continued)

Deferred income tax assets are recognised for tax losses and capital deductible temporary differences carried forward to the extent that realisation of the related tax benefits through future taxable profits is probable. The Company has unrecognised tax losses of \$167,711 (2014: \$261,440) and deductible temporary differences of \$32,574 (2014: \$113,905) at the balance sheet date which can be carried forward and used to offset against future taxable income subject to meeting certain statutory requirements. Deferred tax assets are not recognised as at 31 December 2015 and 2014 due to uncertainty of its recoverability. The tax losses and deductible temporary differences have no expiry date.

8. Cash and cash equivalents

	2015 \$	2014 \$
Cash at bank	1,027,840	327,302
Cash on hand	300	300
	<u>1,028,140</u>	<u>327,602</u>

9. Trade and other receivables

	2015 \$	2014 \$
Trade receivables – Non-related parties	6,812,234	2,022,878
Trade receivables from immediate holding corporation	-	23,515
	<u>6,812,234</u>	<u>2,046,393</u>

10. Other current assets

	2015 \$	2014 \$
Deposits	120,558	86,243
Prepayments	51,404	50,432
	<u>171,962</u>	<u>136,675</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

11. Property, plant and equipment

	<u>Computers</u>	<u>Furniture and fittings</u>	<u>Office equipment</u>	<u>Renovation</u>	<u>Total</u>
	\$	\$	\$	\$	\$
2015					
Cost					
Beginning of financial year	137,989	54,771	66,105	65,071	323,936
Additions	32,658	8,848	2,346	14,799	58,651
End of financial year	<u>170,647</u>	<u>63,619</u>	<u>68,451</u>	<u>79,870</u>	<u>382,587</u>
Accumulated depreciation					
Beginning of financial year	87,855	44,052	46,152	53,959	232,018
Depreciation charge	31,727	8,386	9,255	5,561	54,929
End of financial year	<u>119,582</u>	<u>52,438</u>	<u>55,407</u>	<u>59,520</u>	<u>286,947</u>
Net book value					
End of financial year	<u>51,065</u>	<u>11,181</u>	<u>13,044</u>	<u>20,350</u>	<u>95,640</u>
2014					
Cost					
Beginning of financial year	100,421	50,771	47,454	52,571	251,217
Additions	37,568	4,000	18,651	12,500	72,719
End of financial year	<u>137,989</u>	<u>54,771</u>	<u>66,105</u>	<u>65,071</u>	<u>323,936</u>
Accumulated depreciation					
Beginning of financial year	60,391	36,611	39,383	51,062	187,447
Depreciation charge	27,464	7,441	6,769	2,897	44,571
End of financial year	<u>87,855</u>	<u>44,052</u>	<u>46,152</u>	<u>53,959</u>	<u>232,018</u>
Net book value					
End of financial year	<u>50,134</u>	<u>10,719</u>	<u>19,953</u>	<u>11,112</u>	<u>91,918</u>

12. Trade and other payables

	2015	2014
	\$	\$
Trade payables – Non-related parties	250,375	385,427
Accruals for operating expenses	6,807,652	1,632,801
Provision for unutilised leave	10,740	10,740
	<u>7,068,767</u>	<u>2,028,968</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015***13. Share capital**

The Company's share capital comprise fully paid-up 887,160 (2014:887,160) ordinary shares with no par value, amounting to a total of \$887,160 (2014: \$887,160).

14. Commitments

Operating lease commitments – where the Company is a lessee

The Company leases office premise under non-cancellable operating lease agreements. The leases have varying terms, escalation clauses and renewal rights.

The future minimum lease payables under non-cancellable operating leases contracted for at the balance sheet date but not recognised as liabilities, are as follows:

	2015	2014
	\$	\$
Not later than one year	510,102	326,396
Between one and five years	340,068	543,993
	<u>850,170</u>	<u>870,389</u>

15. Financial risk management*Financial risk factors*

The Company's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk and interest rate risk), credit risk and liquidity risk.

The Board of Directors is responsible for setting the objectives and underlying principles of financial risk management for the Company.

The finance personnel measure actual exposures against the limits set and prepare regular reports for the review of the management team and the Board of Directors. The information presented below is based on information received by the management team.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

15. Financial risk management (continued)

(a) Market risk

(i) Currency risk

The Company's business is exposed to the United States Dollar ("USD") and Japanese Yen ("JPY"). Exposure to foreign currency risk is monitored on an ongoing basis to ensure that the net exposure is at an acceptable level. The Company has not entered into any derivative foreign exchange contracts for hedging or trading purpose.

The table below summarises the Company's financial assets and liabilities which are denominated in SGD, USD and JPY:

	SGD \$	USD \$	JPY \$	Total \$
As at 31 December 2015				
Financial assets				
Cash and cash equivalents	714,628	164,619	148,893	1,028,140
Trade and other receivables	-	2,836,052	3,976,182	6,812,234
Deposits	120,558	-	-	120,558
	<u>835,186</u>	<u>3,000,671</u>	<u>4,125,075</u>	<u>7,960,932</u>
Financial liabilities				
Trade and other payables	(6,808,716)	(249,311)	-	(7,058,027)
Net currency exposure	<u>(5,973,530)</u>	<u>2,751,360</u>	<u>4,125,075</u>	<u>902,905</u>

	SGD \$	USD \$	JPY \$	Total \$
As at 31 December 2014				
Financial assets				
Cash and cash equivalents	221,473	99,572	6,557	327,602
Trade and other receivables	-	945,607	1,100,786	2,046,393
Deposits	86,243	-	-	86,243
	<u>307,716</u>	<u>1,045,179</u>	<u>1,107,343</u>	<u>2,460,238</u>
Financial liabilities				
Trade and other payables	(1,637,197)	(379,874)	(1,157)	(2,018,228)
Net currency exposure	<u>(1,329,481)</u>	<u>665,305</u>	<u>1,106,186</u>	<u>442,010</u>

At 31 December 2015, if the USD had strengthened/weakened by 4% (2014: 4%) against the SGD with all other variables including tax rate being held constant, the Company's profit after tax for the financial year would have been \$110,054 higher/lower (2014: \$26,612), as a result of currency translation gains/losses on the USD - denominated financial instruments.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015*

15. Financial risk management (continued)**(a) Market risk (continued)***(i) Currency risk (continued)*

If the JPY had strengthened/weakened by 1.50% (2014: 8%) against the SGD with all other variables including tax rate being held constant, the Company's profit after tax for the financial year would have been \$61,876 higher/lower (2014: \$88,495), as a result of currency translation gains/losses on the JPY - denominated financial instruments.

(ii) Interest rate risk

The Company has insignificant financial assets or liabilities that are exposed to interest rate risk.

(b) Credit risk

The Company adopts the policy of dealing only with customers of appropriate credit standing and history, and obtaining sufficient security where appropriate to mitigate credit risk. For other financial assets, the Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings.

The maximum exposure to credit risk for each class of financial assets is the carrying amount of that class of financial instruments presented on the balance sheet. The Company's major classes of financial assets are bank deposits and trade and other receivables which are neither past due nor impaired.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in setting its financial obligations as and when they fall due.

The Company manages liquidity risk by maintaining sufficient cash and available funding through its shareholder as and when required to meet its requirements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2015

15. Financial risk management (continued)

(c) Liquidity risk (continued)

The table below analyses the Company's non-derivative financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the balance sheet date to the contractual maturity date. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cash flows.

	Less than 1 year \$	Between 1 and 2 years \$	Between 2 and 5 years \$
At 31 December 2015			
Trade and other payables	7,058,027	-	-
At 31 December 2014			
Trade and other payables	2,018,228	-	-

(d) Capital risk

The Company manages its capital to ensure that the Company will be able to continue as a going concern while maximising the return to shareholders through the optimisation of the capital structure.

Management monitors capital based on the Base Capital Requirements required by Singapore's Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations. The Company is in compliance with all regulatory capital requirements for the financial year ended 31 December 2015.

(e) Fair value measurements

The following table presents assets and liabilities measured at fair value and classified by level of fair value measurement hierarchy as follows:

- (a) quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- (b) inputs other than quoted prices includes within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices) (Level 2); and
- (c) inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015***15. Financial risk management (continued)****(e) Fair value measurements (continued)**

The Company has no financial instruments measured at fair value as at 31 December 2015 and 2014.

Except for cash and cash equivalents which are classified as Level 1, the Company's financial assets and liabilities not measured at fair value as at 31 December 2015 and 2014 have been classified as Level 2, which include trade and other receivables, deposits and trade and other payables. These financial assets and liabilities are carried at amortised cost and their carrying amounts approximate their fair values as at the balance sheet date.

The aggregate carrying amounts of loans and receivables and financial liabilities at amortised cost are as follows:

	2015 \$	2014 \$
Loans and receivables	7,960,932	2,460,238
Financial liabilities at amortised cost	<u>7,058,027</u>	<u>2,018,228</u>

16. Immediate and ultimate holding corporation

The Company's immediate and ultimate holding corporation is Gordian Capital Limited, a company incorporated in Cayman Island.

17. Related party transactions

In addition to the information disclosed elsewhere in the financial statements, the following transactions took place between the Company and related parties at terms agreed between the parties:

(a) Income

	2015 \$	2014 \$
Management fees from holding company	19,555	48,509
Performance fees from holding company	<u>-</u>	<u>9,626</u>

Balances with related parties at the balance sheet date are unsecured and receivable within 12 months from balance sheet date and are disclosed in Note 9.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015***17. Related party transactions (continued)****(b) Key management personnel compensation**

	2015 \$	2014 \$
Directors' fees, bonus and allowances	<u>534,600</u>	<u>523,600</u>

The Company has interests in structured entities as a result of contractual arrangements arising from its principal activity, the management of assets on behalf of its clients. These structured entities may include a variety of investment vehicles structured as corporations and trusts. These vehicles may be established or domiciled in onshore and offshore jurisdictions.

18. Structured entities

The structured entities are financed by capital contributed by investors and may include the Company where it holds an equity interest in its own funds.

The Company earns a management fee from its structured entities, which is typically based on a percentage of the relevant net asset value and, where contractually agreed, a performance fee, based on the outperformance of the returns relative to an agreed benchmark. The objective of the structured entities is to generate capital appreciation and/or investment income.

The Company has interests in the below structured entities as at the end of the reporting period, arising through its principal activity of management of assets on behalf of investors.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2015***18. Structured entities (continued)**

The Company's interests in structured entities and maximum exposure to losses as at the end of the reporting period is as follows:

Fund	Assets under management (USD)	Management fees receivable (USD)	Performance fees receivable (USD)
Absolute Premier SPC, Absolute Macro SP	10,351,308	15,999	-
Alltus Global Japan Fund	29,820,978	20,988	-
Amber Japan Fund	76,724,667	132,026	970,218
Carnico Japan Fund	4,864,350	4,000	-
Choi Falcon Asia Fund	5,816,283	8,411	78,859
Grid Japan Fund	5,014,068	4,405	-
Hibiki Fund	3,348,629	10,795	-
Japan Pure Alpha Fund	18,433,616	32,048	346,645
Kelly Investment Fund	25,128,735	38,676	-
OK Fund	5,303,515	5,523	-
Shin-ka Fund	25,632,579	15,551	2,433
Solidus Asian Long Short Fund	2,236,179	5,486	25,826
Start 22 Fund	39,593,036	31,792	56,434
The Tidal Fund	4,736,741	5,733	-
Blue Chandra Pte Ltd	120,808,594	-	-
Qualgro Pte Ltd	51,000,000	-	-
Beenext Pte Ltd	43,000,000	-	-
	471,813,278	331,433	1,480,415

19. New or revised accounting standards and interpretations

The Company has not early adopted any mandatory standards, amendments and interpretations to existing standards that have been published but are only effective for the Company's accounting periods beginning on or after 1 January 2016. However, management anticipates that the adoption of these standards, amendments and interpretations will not have a material impact on the financial statements of the Company in the period of their initial adoption.

20. Authorisation of financial statements

These financial statements were authorised for issue in accordance with a resolution of the Board of Directors of Gordian Capital Singapore Private Limited on 24 May 2016.

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、販売会社、管理事務代行会社兼保管会社、受託会社（ならびにこれらの各役員および取締役）およびファンドに関して任命されたブローカーは随時、投資目的がファンドの投資目的と類似するその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理者、投資顧問、登録機関、名義書換事務代行会社、管理事務代行者、受託者、保管者、ブローカー、取締役または募集代理人を務めること、その他かかる集団投資スキームに関与すること、または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用または付随する管理事務、保管もしくは仲介サービスを提供することがあります。そのため、これらのうちいずれかが、事業の過程において、ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性があります。かかる場合、それぞれは、利益相反が発生する可能性がある場合に投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、実務上可能な限り受益者の最善の利益になるように行う義務を常に意識しており、今後も意識し、それぞれは当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

ファンドは、管理会社によって設立およびプロモートされているため、管理会社の任命および報酬の条件は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、管理会社に支払われる料金、手数料および報酬は、ファンドに類似する種類の投資ファンドの通常の世界市場レートに一致していると考えます。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう確保することを追求します。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社は定款の変更および管理会社の清算に関して株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(Elia Trustee (Cayman) Limited)

資本金の額

平成28年10月末日現在、100米ドル（約10,486円）

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき平成22年3月16日に設立され存続する有限責任会社です。受託会社は、エリアン・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッド（E F S

CL)の完全子会社です。E F S C Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の規制に従って信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、ケイマン諸島当局によって規制を受けています。受託会社は、最終的にはオランダ法に基づく有限責任公開会社として設立され、ユーロネクストに普通株式を上場しているオランダに居住するインタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)に保有されています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の信託銀行法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件から除外されます。受託会社は、信託証書により付与された委託権限に従い、その受託機能、投資運用機能および一定の管理事務代行機能を委託しています。

(2) C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「管理事務代行会社兼保管会社」)

(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)

資本金の額

平成28年10月末日現在、3,700万米ドル(約38億7,982万円)

事業の内容

ファンドは、ファンドの管理事務代行会社としてC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドを任命しました。ファンドは、管理事務代行会社がファンドに管理事務代行業務および登録業務を提供する際に従う管理事務代行契約を締結しました。

また、信託会社は、E F Aフィーダーファンドの出資持分を保管させるためのファンド資産の保管会社として、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドを任命しました。

ケイマン諸島グランド・ケイマンに拠点を置くC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、平成27年10月31日現在、4,600億カナダ・ドルを超える資産を有する北米の大手銀行の一行であるキャナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマースの間接の子会社です。管理事務代行会社は、1965年に設立され、ケイマン諸島の大手信託会社の一行であり、銀行、信託および投資業務ならびにミューチュアル・ファンドの管理事務代行業務を提供しています。その顧客は、ケイマン諸島および世界中の個人、会社およびその他の機関などです。

管理事務代行会社は、クラスA銀行および信託免許を取得しておりますが、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもありません。

(3) Teneo Partners株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

平成28年3月末日現在、8,450万円

事業の内容

Teneo Partners株式会社は、平成21年8月14日に日本法上の株式会社として設立されました。平成22年1月の投資助言業登録、平成22年5月に金融商品仲介業登録(左記いずれも平成23年に廃業)の後、平成23年8月に第一種および第二種金融商品取引業登録を行い、現在日本において、第一種および第二種金融商品取引業者として、顧客に対するサービス(外国投資信託の販売会社および代行協会員として外国投信の販売・買戻しの取扱いを行うサービスを含みます。)を提供しています。

(4) 株式会社SBI証券（「日本における販売会社」）

資本金の額

平成28年10月末日現在、483億2,313万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行います。

(2) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。また、保管契約に基づき、EFAフィーダーファンドの持分を保有します。

(3) Teneo Partners株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

Teneo Partners株式会社は、代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

(4) 株式会社SBI証券（「日本における販売会社」）

株式会社SBI証券は、受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改正）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改正）、会社管理法（2003年改正）または地域会社（管理）法（2007年改正）の下で規制されていた。

1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,379であった。

1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2013年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、一般的にミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2013年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(MF3)による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じられる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改正）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免

許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改正）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管非制限的理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536

米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改正)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改正)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行なわなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来す

る債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。

- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改正）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改正）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改正)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）、犯罪収益に関する法律（2014年改正）または薬物濫用法（2014年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても

法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改正)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改正）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般

投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2013年改正）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資

顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【その他】

(1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙の記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。使用開始日を記載することがあります。
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ 次の事項を記載することがあります。
- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。」との趣旨を示す記載
- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

(3) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項に次の事項を記載することがあります。

「投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受け取る金額が、投資元本を下回ることもあります。」

「ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 受益証券の券面は発行されません。

別紙 A

定 義

「管理事務代行契約」	ファンドに関する受託会社と管理会社と管理事務代行会社間の契約をいいます。
「管理事務代行会社」	CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドまたは随時ファンドの管理事務代行者として任命されるその他の者をいいます。
「申込書」	受託会社および/または管理会社が随時決定する内容の申込書をいいます。
「監査人」	KPMGまたは随時ファンドの監査法人として任命されるその他の者をいいます。
「ファンド営業日」	シンガポールの銀行が営業を認められている日（土曜日および日曜日を除きます。）、または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する、かかる日に加えられるもしくは代わるその他の一もしくは複数の日をいいます。
「クラス」	信託証書に基づき受託会社が指定する受益証券のクラスをいいます。
「クラスA 受益証券」	クラスA 受益証券として指定された英文目論見書に従って募集される受益証券をいいます。
「保管会社」	CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドまたは随時ファンドの保管会社として任命されるその他の者をいいます。
「保管契約」	ファンドに関する受託会社と保管会社間の契約をいいます。

「委託契約」	管理会社が信託証書に基づく自身の特定の権限を受託会社に委譲したファンドに関する受託会社と管理会社との間の委託契約をいいます。
「販売会社」	株式会社SBI証券または管理会社が随時ファンドのために任命するその他の販売会社をいいます。
「EFAフィーダーファンド」	ケイマン諸島の免除有限責任会社であるEFAダイナミック ファンド・リミテッドをいいます。
「EFA投資運用会社」	シンガポールで設立された会社であるユーロフィン・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッドをいいます。
「EFAマスターファンド」	EFAダイナミック・トレード・ファイナンス・ファンド・リミテッドをいいます。
「適格投資家」	本文「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売」に定められる意味を有します。
「ファンド」	ケイマン諸島信託法（改正済）に基づく免税トラストとして登録されたオープン・エンド型ユニット・トラストであるトレード・ファイナンス・ダイナミック・オポチュニティーズ・ファンド（登録番号CR-53901）をいいます。
「重大な過失」	ある者が自身の作為または不作為の結果の重大性を不注意により顧みないで行為する、過失を超える行動の水準をいいます。
「当初募集期間」	受益証券の申込みが最初に募集される受託会社が決定する期間をいい、クラスA受益証券の場合、かかる期間は、平成28年12月16日午前9時（シンガポール時間）から平成29年2月20日午後5時（シンガポール時間）まで、または受託会社が（管理会社と協議の上）決定するその他の日時とします。
「本投資対象」	あらゆる種類の財産（有価証券、デリバティブおよび集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。）をいいます（疑義を回避するために記載するとEFAフィーダーファンドを含みます。）。
「代行協会員」	Teneo Partners株式会社または管理会社が随時任命するその他の日本の代行協会員をいいます。
「ロックイン期間」	受益証券の発行に関し、該当する申込日から1年間をいい、かかる期間中は、（管理会社の同意を得て）受託会社によって別途許可された場合を除き、受益証券の買戻しを受けることはできません。ロックイン期間は、特定の場合または一般的に、（管理会社の同意を得て）受託会社によっていずれかの投資家に関し短縮または放棄される可能性があります。
「管理会社」	管理会社としての役割を担うゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドまたは信託証書の規定に従い随時ファンドの管理者としてゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドに取って代わるその他の者をいいます。

「管理報酬」	信託証書の条件に基づき管理会社に支払われる管理報酬をいいます。
「重要な契約」	管理事務代行契約、保管契約、委託契約および信託証書をいいます。
「英文目論見書」	英文目論見書をいいます。
「ケイマン諸島金融庁」	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1001、エリザベサン・スクエア、シェッデン通り80番、私書箱10052に事務所を有するケイマン諸島のインベストメント・ファンドに関する監督機関であるケイマン諸島金融庁をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（改正済）（随時修正、再制定または統合されるものを含み、また同法に基づき随時立法される下位法を含みます。）をいいます。
「受益証券1口当たりの純資産価格」	いずれかのクラスの受益証券に関して、関連するクラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。
「純資産価額」	ファンドおよび各クラスに関して、本文「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価」に記載される評価原則を用いて決定される、ファンドまたは関連するクラス（場合によります。）の純資産価額をいいます。
「買戻日」	各年の1月、4月、7月および10月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。
「買戻価格」	いずれかの受益証券に関して、関連する買戻日の直前の評価日における関連するクラスの受益証券1口当たりの純資産価格をいいます。
「買戻請求」	受託会社が随時決定する内容の買戻請求書をいいます。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「申込日」	各月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。
「申込価格」	本文「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産評価等の概要（1）資産の評価」に記載される方法で計算される、関連するクラスの受益証券が当初募集期間の終了後に発行される受益証券1口当たりの価格をいいます。
「信託証書」	随時、変更および/または補足される平成28年11月3日付の受託会社と管理会社との間の信託証書をいいます。
「受託会社」	エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドまたは信託証書の規定に従い随時ファンドの受託者として任命されるその他の者をいいます。
「受益証券」	ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章する受益証券をいいます。

「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領(その州およびコロンビア特別区を含みます。)をいいます。
「受益者」	受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	(i)信託証書の規定により書面で、または()信託証書の規定により開催される受益者総会において、総額で、すべての発行済み受益証券の純資産総額の50%を超える純資産を表象する受益証券の保有者によって承認された決議をいいます。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。
「米国GAAP」	アメリカ合衆国で適用される一般的に受け入れられた会計規則をいいます。
「米国人」	証券法に基づき公布されたレギュレーションSの規則902の定義に該当する米国人をいいます。
「評価日」	各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および/または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。
「評価時点」	各評価日において最後に営業を終了する関連する市場の営業終了時点をいいます。

独立監査人の監査報告書

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド 御中

財務書類監査報告書

当監査法人は、ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドの2015年12月31日現在における貸借対照表、および同日に終了した年度の包括利益計算書、持分変動計算書、およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記からなる財務書類（4～23ページ）を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、シンガポール会社法（以下「法」という）の規定およびシンガポール財務報告基準に従って真実で公正な見方を与える財務書類を作成する責任を負っている。また、経営陣は、資産が許可なく使用または処分されることによる損害から保護され、取引が適正に許可され、それらが真実で公正な財務書類の作成を可能にし、資産の説明責任を維持するため必要に応じて記録されることについて、合理的な保証を提供するのに十分な内部会計統制システムを考案し、維持する責任を負っている。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は監査に基づいてこれらの財務書類に関する意見を表明することである。当監査法人はシンガポールの監査基準に従って監査を実施した。当該監査基準により、当監査法人は倫理的要件に従い、財務書類に重大な虚偽の表示がないか否かの合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務書類上の金額および開示事項に関する監査証拠を取得する手続きを実行することを含む。手続きの選択は、故意または過失を問わず財務書類上に重大な虚偽記載があるか否かのリスク評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、この条件のもとで適切な監査手続きを策定するために、真実で公正な見方を与える財務書類の作成に関する組織の内部統制について考慮するが、組織の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。当該監査手続は更に、適用する会計方針の適切性および管理会社が行う会計上の見積りの妥当性の評価、および財務書類の表示全般の評価を行う。

当監査法人は、取得した監査証拠は監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

意見

当監査法人は、当会社の財務書類が法の規定およびシンガポール財務報告基準に準拠して適正に作成され、2015年12月31日現在における当会社の財政状態、および同日に終了した年度の財務実績、持分の変動およびキャッシュフローについて真実で公正な見方を与えていると考えている。

その他の法律上および規制上の要件に関する報告

当監査法人は、法によって義務づけられている会計上およびその他の記録に関して、法の規定に従って当会社により適正に記録されていると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース
公認会計士および勅許会計士

シンガポール、2016年5月24日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

Report on the Financial Statements

We have audited the accompanying financial statements of Gordian Capital Singapore Private Limited set out on pages 4 to 23, which comprise the balance sheet as at 31 December 2015, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Singapore Companies Act (the "Act") and Singapore Financial Reporting Standards, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements of the Company are properly drawn up in accordance with the provisions of the Act and Singapore Financial Reporting Standards so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2015, and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

PricewaterhouseCoopers LLP

Public Accountants and Chartered Accountants

Singapore, 24 May 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。